

8 インド・アンドラプラデシュ（AP）州との交流

① 「交流・協力に関する覚書」の締結の経緯

富山県はこれまで、インドとの経済交流を積み重ねてきており、2014年には、医薬品分野において県薬業連合会とインド製薬工業会が交流に関する覚書を締結したほか、2013年、2014年には富山県においてインド映画のロケが実施されるなど文化面での交流も進めてきました。こうしたなか、2015年10月にインドのアンドラプラデシュ（AP）州の訪問団が来県し、富山県との新たな交流協定について提案をいただき、これを受け協議や調査を進めた結果、同年12月11日、同州との間で「交流・協力に関する覚書」を締結しました。

② 交流の広がり

覚書締結後、2015年12月に交流の第一歩として、県議会や県内経済界、薬業界の関係者とともに、「富山県AP州友好訪問団」がインドを訪問し、交流の礎を固めました。その後、人材交流の面では、2017年8月に富山県で初めてAP州出身のインド人国際交流員が国際課に着任しました。学術交流の面では、2017年以降、AP州内の大学生等が来県し、県内大学の訪問や県内企業の視察等を行っています。2021年には初めてAP州内の大学生等と県内大学等のオンライン交流も実施しました。また、2018年からはAP州からの留学生を県内大学で受け入れており、2022年には第2期の学生を受け入れました。

経済交流の面では、2016年、2017年にインドに関心のある企業関係者をAP州に派遣し、ビジネス環境の視察を行いました。また2018年にはAP州の訪問団を受け入れ、県内企業向けのAP州ビジネスセミナーや県内医薬品関連企業との意見交換を行う薬業界円卓会議を開催しました。

③ AP州の概要

〈首相〉 ナラ・チャンドラバブ・ナイドゥ（2024年～／任期5年）

〈人口〉 約4,957万人（2011年） ※日本の約4割、富山県の約49倍

〈面積〉 160,205 km² ※日本の本州の約7割、富山県の約38倍

〈新州都〉 州第2の都市ヴィジャヤワダ近郊に新州都「アマラヴァティ」を開発中

〈旧州都〉 ハイデラバード（2024年まで）

〈地勢〉

チェンナイ大都市圏に隣接し、インド東海岸に位置する、インド南部の州。

港が多数あり、東アジアからのアクセスもよいことから、日系企業の新たな投資先、輸出拠点として注目を集めています。

また、旧州都ハイデラバードは、2024年以降、AP州から分離独立したテランガナ州の州都となるため、AP州は、新たな州都アマラヴァティの開発や産業振興を外資も導入しながら急ピッチで進めています。

〈気候〉

AP州は3月から6月までの間は夏で、この時期の気温は20℃から40℃ですが、地域によっては日中に45℃に達することもあります。7月から9月まで雨の季節となり、主に北東モンスーンの影響を受けます。10月から2月までは冬ですが、気温は13℃～30℃あり、厳しくない冬です。

〈産業〉

AP州は、直近7年間のGDP年平均成長率が12%を超え（ルピーベース）、経済成長が著しいインドの中でも、特に成長性の高い地域です。かつては農業がAP州の中心産業でしたが、近年は産業構造の高度化が進んでおり、工業やサービス産業が主要な産業セクターになっています。新州都の開発に伴い、工業化やインフラ開発のニーズが高まっています。

〈GDP〉 約13兆1773億ルピー ※名目GDP（2020-21年）



日本国富山県とインド共和国アンドラプラデシュ州の
交流・協力に関する覚書

富山県知事に代表される日本国富山県とアンドラプラデシュ州首相に代表されるインド共和国アンドラプラデシュ州について、以下「両者」とする。

前文

両者による友好関係と連帯及び協力の絆を強化する意志と、相互の協力と発展のため、経験、知識、方法論や技術の交換を増加・促進する意志を以て、富山県とアンドラプラデシュ州は、両者により定められた共通の関心を持つ分野に対し、政府、機関、企業が参加した関係を構築する。

両者の協力は互恵的で、地域、国、国際レベルで利益が享受されるものであり、社会的、経済的、環境的に持続可能な生活の質の向上を目的とした必要性に基づく。

住民の幸福のため、双方の合意による取組みや他の活動について、協力して実施する内容を示し、この覚書に署名することを同意し、次の理解に達した。

第1項

本覚書は相互協力を容易にすることを目的とし、両者は、平等、互恵を土台とし、それぞれの経験、ニーズ及び政策を考慮した協力に対し、最大限の努力を行うことを約束とする。

両者は、相互の尊敬と友好に基づき、公共及び民間のパートナーシップを構築するために本覚書を適用する。

両者の協力は、互恵と平等の原則に基づく。

本覚書は、財政的、物質的、人的サービス及び機能の制約に加え、それぞれの現行法の規制の範囲内で、効果的に互恵的な協力と発展を促進、拡大することとする。

第2項

両者はこの文書によって限定はされないが、関心を共有する下記の分野において交流及び協力することに合意する。

1. 経済交流
2. 医薬品産業
3. 文化交流
4. 観光交流
5. 人的及び学術交流

両者は、上記及び関連する他の分野において、共同事業の開発と、具体的な交流に向けた準備を行う。

第3項

両者は、本覚書締結後3カ月以内に、合意された協力活動の調整、実行及び評価を行う管轄機関を指定するものとする。

両者は、共同して実施された活動に対する監視と評価の重要性を認識する。活動の報告、監視及び管理を行うため、具体的な項目が別に定められるものとする。

第4項

両者は、本覚書の改正や修正、あるいは特定の分野や活動に関連したプロジェクトにより、協力の範囲を拡大することができる。

第5項

本覚書の解釈又は適用から生じ得るあらゆる種類の疑問や紛争については、両者間による直接交渉を通じて解決される。そのため、善意の原則の下で友好的解決策を見つけるため、両者は最善の努力をしなければならない。

第6項

本覚書は、終了日の3か月前に文書により通知することにより、いつでも終了することができる。本覚書の終了は、進行中のプロジェクトを中断させるものではない。

第7項

本覚書におけるいかなる記述も、両者間の友好関係と協力を深める目的を超えられたものではない。両者は、本覚書が法的な拘束を伴う、または意図するものではなく、正式な契約を構成するものではないことを認める。本覚書においては、権利の放棄や免責は意図されていない。

第8項

費用が発生した場合には、それぞれが負担するものとする。

第9項

両者は、富山県とアンドラブラデシユ州において、運営委員会／ワーキンググループを設置することができる。

本覚書によるプロジェクト活動を進展させるための連絡先は以下のとおりとする。

アンドラブラデシユ州：財務省
富山県：観光・地域振興局

第10項

本覚書の改正はすべて書面で行われ、両者または、その正当な権限を付与された代理人により署名されなければならない。

第11項

本覚書は署名されてから効力を発し、署名日から3年間有効とするが、両者の書面による同意に基づいて延長が可能とする。

本覚書の合意を証するため、富山県とアンドラブラデシユ州の名の下に、代表者は覚書に署名を行う。

2015年12月11日、英語、ヒンディー語及び日本語それぞれ二通の原本に署名され、すべてが等しく正文である。解釈が判離した場合は、英語の原本が優先されるものとする。

富山県を代表して

石井 隆一

富山県知事
石井 隆一

アンドラブラデシユ州を代表して



アンドラブラデシユ州首相
ナラ・チャンドラバブ・ナイドゥ

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING
FOR EXCHANGE AND COOPERATION

BETWEEN

THE STATE GOVERNMENT OF ANDHRA PRADESH, REPUBLIC OF INDIA

AND

TOYAMA PREFECTURE, JAPAN

The State Government of Andhra Pradesh, Republic of India, herein represented by its Chief Minister, and the Toyama Prefecture, Japan, represented by its Governor, hereinafter referred to as the "Parties".

Whereas;

The will to strengthen the friendly relations, ties of solidarity, and cooperation between both parties;

The will to increase and promote the exchange of experiences, knowledge, methodologies, and technologies for mutual cooperation and development;

The State Government of Andhra Pradesh, Republic of India, and Toyama Prefecture, Japan, aim to strengthen their existing bonds, favouring the participation of their governments, institutions, and companies in the many common interest areas identified by the Parties;

That the cooperation between the Parties is for mutual benefit, whose advantages can be enjoyed in the regional, national and international levels;

The need for cooperation with the intention of achieving a better quality of life and development that is socially, economically and environmentally sustainable for the people of the State of Andhra Pradesh and Toyama Prefecture;

The Parties intend to outline the collaborative arrangements to be undertaken in relation to the operation of the projects and other activities as agreed by both and convinced of the advantages of this collaboration for the well-being of their people;

Agree to sign this Memorandum of Understanding, hereinafter referred as the MOU, have reached the following understanding:

ARTICLE I

This MOU has, as its goal, to facilitate mutual collaboration between the Parties, who commit to apply the best of their efforts in bilateral cooperation on the basis of equality, reciprocity and mutual benefits, taking into account their respective experiences, needs and policies.

The Parties shall apply the MOU based on mutual respect and friendship for each other and with a desire to build on that relationship, public and private partnership with each other.

The partnership between the parties shall be based on the principles of mutual benefits, equality and reciprocity.

This MOU shall promote and expand effective and mutually beneficial cooperation and development in both regions within the limits of their financial, material and personal services and capabilities, as well as prevailing laws and regulations in their respective legal Governments.

ARTICLE II

The Parties agree, by means of this instrument, to cooperate in the following areas of common interest, although not limited to:

1. Economic exchange;
2. Pharmaceutical production industry;
3. Cultural exchange;
4. Tourism exchange; and
5. Person-to-person and academic exchange

The Parties will develop cooperative ventures and prepare practical exchanges in the above and other related fields.

ARTICLE III

The Parties shall designate, within the period of 3 (three) months after this MOU becomes effective, the competent agencies for coordination, execution and assessment of the agreed collaboration activities.

shall be as follows:

State Government of Andhra Pradesh: Department of Finance
Toyama Prefectural Government: Tourism & Regional Promotion Bureau

ARTICLE X

Any amendments to this MOU shall be made in writing and signed by both the Parties and/ or their duly authorized agents.

ARTICLE XII

This MOU shall come into effect on the date of its signature by both Parties and shall remain in effect for 3 (three) years from the date of its signature, with the possibility of further extension based on mutual written consent of the Parties.

In witness whereof, the aforementioned representatives, in the name of the State Government of Andhra Pradesh, Republic of India, and Toyama Prefecture, Japan, and sign this MOU.

Signed on 11 December 2015 in two originals, each in English, Hindi and Japanese languages, all texts being equally authentic. In case of divergence in interpretation, the English text shall prevail.

For and on behalf of
the State Government of Andhra Pradesh

For and on behalf of
the Toyama Prefecture



Mr. N Chandrababu Naidu

Mr Takakazu Ishii

Chief Minister

Governor

State of Andhra Pradesh

Toyama Prefecture

The Parties recognize the importance of monitoring and evaluating the performance of collaborative activities undertaken pursuant to this MOU. Specific arrangements for reporting, monitoring and managing the agreed activities shall be set forth in specific instruments.

ARTICLE IV

The Parties may amend, modify or extend this MOU with the intention of augmenting and promoting the collaboration, if they do wish, by means of projects relating to specific sectors or activities.

ARTICLE V

Doubts or disputes of any kind that may arise out of the interpretation or application of this MOU shall be settled through direct negotiations between the Parties, who shall make their best efforts to find a friendly solution under the principle of good faith.

ARTICLE VI

This MOU may be terminated unilaterally at any time, by means of a written notice sent 3 (three) months prior to the desired termination date, to the other Party. The termination of this MOU shall not incur in the interruption of the ongoing projects.

ARTICLE VII

Nothing in this MOU should be construed as going beyond the purposes of deepening the friendly relations and cooperation between the Parties. The Parties acknowledge and stress that this MOU is not, and is not intended to be, legally binding and does not constitute a formal contract between the Parties.

Nothing in this MOU is intended to be, or should be construed as a waiver of the privileges and immunities of either Party.

ARTICLE VIII

Each Party shall bear its own costs, if they should occur.

ARTICLE IX

The Parties may establish a Steering Committee/ Working Group in the State of Andhra Pradesh and in Toyama Prefecture, Japan respectively.

The contacts for the purpose of developing the project activities set forth in this MOU

確 認 書

日本国富山県 石井隆一 知事と、インド共和国アンドラプラデシュ州 ナラ・チャンドラバブ・ナイドゥ首相（以下「両者」という）は、2015年12月11日に締結した「日本国富山県とインド共和国アンドラプラデシュ州の交流・協力に関する覚書」（以下「覚書」という）を基礎に、今後の交流及び協力の方策について会談し、以下のとおり確認した。

- 1 両者は訪問団の派遣及び受入れ、留学生及び研修員による人的交流などを積極的に行い、両地域に関する理解を深めるとともに、相互の信頼醸成に努めるものとする。
- 2 両者は覚書に定められた経済交流、医薬品産業、文化交流、観光交流、人的及び学術交流の分野に関する情報を相互に提示し、当該情報に関する機関に提供することにより、経済交流をはじめとする各種交流が促進されるよう努めるものとする。
- 3 両者は覚書に定められた経済交流、医薬品産業、文化交流、観光交流、人的及び学術交流の分野において、両地域の繁栄と発展及び互恵的な協力関係の構築に資する具体的な取組みについて協議し、その実施に努めるものとする。
- 4 本書は、両者の相互協力を容易にすることを目的とするものであり、いかなる種類の拘束力のある義務を生じさせるものではない。
- 5 本書は、英語と日本語により各2通作成し、全てが等しく正文であり、両者署名のうえ、それぞれ1通ずつ保有する。

2015年12月28日

富山県を代表して

石井隆一

富山県知事

石井 隆一

アンドラプラデシュ州を代表して

Nara Chandrababu Naidu
28/12/2015

アンドラプラデシュ州首相

ナラ・チャンドラバブ・ナイドゥ

STATEMENT OF AFFIRMATION

This statement serves to confirm that Governor Takakazu Ishii of Toyama Prefecture, Japan, and Chief Minister Chandrababu Naidu of the State of Andhra Pradesh, Republic of India, hereinafter referred to as the "Parties", have met to discuss policies concerning exchange and cooperation based on the December 11, 2015 "Memorandum of Understanding for Exchange and Cooperation between the State of Andhra Pradesh, Republic of India and Toyama Prefecture, Japan".

The Parties agree in confirming the following statements.

1. The Parties agree to work to promote mutual understanding and create a relationship of mutual trust, through person-to-person exchange such as the dispatch and reception of delegations, exchange students and researchers.
2. The Parties agree to work toward promotion of exchange across economic and other fields. This will be accomplished through the mutual provision of information and contact between organizations relevant to economic exchange, the pharmaceutical production industry, cultural exchange, tourism, person-to-person and academic exchange as outlined in the Memorandum of Understanding.
3. The Parties will confer and work to develop cooperative ventures and practical exchange projects that contribute to the development and mutual benefit of both regions across the fields of economic exchange, the pharmaceutical production industry, cultural exchange, tourism, person-to-person and academic exchange as outlined in the Memorandum of Understanding.
4. The goal of this statement of affirmation is to facilitate mutual collaboration between the Parties. It is not legally binding in any way.

5. This Statement of Affirmation has been created in two originals, each in English and Japanese languages, both texts being equally authentic. After signing, the Parties will retain one of each original document.

December 28, 2015.

For and on behalf of
Toyama Prefecture

石井隆一

Mr. Takakazu Ishii

Governor of Toyama Prefecture

For and on behalf of
the State of Andhra Pradesh



Mr. Nara Chandrababu Naidu

Chief Minister of the State of Andhra Pradesh

令和5年度AP州との交流事業実績

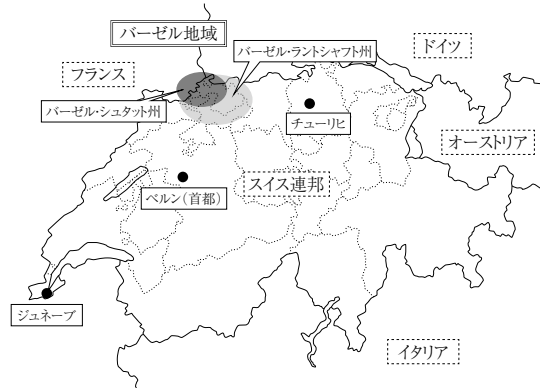
部局	事業名	内容	実施時期
生活環境 文化部	国際交流員の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行うインド・AP州出身の国際交流員を配置	通年
生活環境 文化部	インド・AP州県費留学生 受入事業	インド・AP州から県内大学へ留学生を1名受入れ	R4.9月～R6.3月 (R7.3月迄受入予定)

9 スイス・バーゼル地域との交流

① 友好交流の経緯

本県薬業は、300年以上の歴史を有し、現在も高い製造技術力や製剤開発力を有する数多くの医薬品製造企業があり、全国トップクラスの生産拠点を形成しています。医薬品分野における国際競争が激化する中、本県薬業が一層発展していくためには、各企業が有する製薬技術等を活かして、海外企業との連携等を進めていくことが重要な課題となっています。このようなことから、(一社)富山県薬業連合会では、世界の薬都と呼ばれるスイス・バーゼル地域との交流を平成18年度から実施しています。

スイス・バーゼル地域は、スイス北西部のドイツとフランスの国境に位置し、バーゼル・シュタット州の州都バーゼル市には世界的な製薬企業であるノバルティス社やロシュ社が本社を置くなど、医薬品、化学、バイオ関連企業、研究所が多数集積し、「世界の薬都」と呼ばれるにふさわしい地域です。この交流をきっかけに、バーゼルの製薬企業と取引を始めた県内の製薬企業もあり、交流の成果も着実に現れてきました。



県では、ビジネス面でのさらなる連携強化を

支援するとともに、本県薬業の一層の発展につなげるため、平成21年10月にバーゼル・シュタット州及びバーゼル・ラントシャフト州政府と交流協定等を締結し、医薬品分野を中心に、学術、芸術・文化等も含めた交流を積極的に推進してきました。さらに、平成30年8月には、大学間の交流や、バイオ技術分野の交流の推進等を盛り込んだ新たな協定を締結しました。

② 交流の広がり

医薬品分野においては、バーゼル地域との交流協定等に基づき、平成22年度に富山で「第1回富山・バーゼル医薬品研究開発シンポジウム」を開催して以降、これまでに7回にわたり隔年で相互に共同シンポジウムを開催してきました(平成22年度富山開催(オンサイト)、平成24年度バーゼル開催(オンサイト)、平成26年度富山開催(オンサイト)、平成28年度バーゼル開催(オンサイト)、平成30年度富山開催(オンサイト)、令和3年度バーゼル開催(オンライン)、令和5年度富山開催(オンサイト・オンライン))。また、学術面では、平成24年度～平成26年度に、県内の医薬品研究者がバーゼル大学等で研究活動を行うことに対する助成事業を実施し、2名の研究者を派遣したほか、平成27年度からはバーゼルで開催される学会に県内大学等の若手研究者を発表者として派遣する(令和元年度までに19名を派遣)等、研究交流を推進しています。さらに令和3年3月には、富山県立大学と富山大学が、平成30年に締結したスイスのバーゼル大学との学術交流協定を更新しました。

芸術、文化等の分野においては、これまでに、バーゼル音楽院で学んでいる若手音楽家によるコンサートを本県で13回にわたり開催する等、音楽を通じた交流を深めています。

③ バーゼル地域の概要

〈公用語〉 ドイツ語

〈都市概要〉 スイス北西部、ライン川のほとりに位置し、ドイツ、フランス、スイスの3国の国境が接する地点である。人口の約30%は外国から集まる。

医薬品をはじめ、化学薬品、バイオテクノロジーなどのライフサイエンス産業の発展した「世界の薬都」。世界的製薬メーカーであるノバルティス社、ロシュ社の本社を擁する。化学分野や金融を中心に、経済の発展した都市。人口あたりのGDPはスイス国内の州別で最も高い。

i. バーゼル・シュタット準州

〈面積〉 37k m²

〈人口〉 19.6万人

ii. バーゼル・ラントシャフト準州

〈面積〉 518k m²

〈人口〉 28.9万人



日本国富山県知事のスイス連邦バーゼル・シュタット州訪問に際する
医薬品分野の交流に関する宣言

日本国富山県とスイス連邦バーゼル・シュタット州は、2006年から始まった両県州の製薬企業の交流を出発点とし、医薬品分野での交流を深めてきた。

この交流の積み重ねは、両県州の相互理解を促進し、関係を発展させるとともに、日瑞両国の友好関係の増進、さらには世界平和の発展に寄与するものである。

富山県とバーゼル・シュタット州は、富山県知事の訪問を契機として、さらに以下のとおり医薬品分野をはじめ幅広い交流を促進するとともに、共通認識に達し、この宣言に署名する。

- 1 医薬品業界の交流の推進
 - ・ 企業・民間による製剤技術交流及び経済交流の促進に対する支援を行うこと
 - 2 学術及び芸術・文化分野の交流の推進
 - ・ 学術及び芸術・文化分野における交流を進めること

この宣言は、日本語及び独語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2009年10月26日

S. Mori

日本国富山県
知事
石井 隆一

スイス連邦バーゼル・シュタット州
知事
ギユイ モーラン

石井隆一



日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州との間の
医薬品分野の交流協力に関する協定書

日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州は、2006年から始まった両県州の製薬企業の交流を出発点とし、医薬品分野での交流を深めてきた。

この交流の積み重ねは、両県州の相互理解を促進し、関係を発展させるとともに、日瑞両国の友好関係の増進、さらには世界平和の発展に寄与するものである。

富山県とバーゼル・ラントシヤフト州は、富山県知事の訪問を契機として、さらに以下のとおり医薬品分野をはじめ幅広い交流を促進し、この分野における両県州の互恵協力と共同発展の実現のために、共通認識に達し、協定書に署名する。

- 1 医薬品業界の交流の推進
 - ・ 企業・民間による経済交流の一層の発展のため、展示商談会の開催や各種情報の提供などの支援を行うこと
 - ・ 企業・民間による製剤技術交流に対する支援を行うこと
 - 2 学術及び芸術・文化分野の交流の推進
 - ・ 医薬品分野における共同研究など学術分野の交流を進めること
 - ・ 芸術・文化分野における交流を進めること

この協定書は、日本語及びドイツ語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2009年10月27日

石井隆一

日本国富山県
知事
石井 隆一

石井隆一

スイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州
知事
ウルス ヴェトリッヒ ペローリ



日本国富山県とスイス連邦バーゼル・シュタット州との
医薬品分野などの交流に関する協定書

日本国富山県とスイス連邦バーゼル・シュタット州は、2006年から始まった両県州の製薬企業の交流を出发点とし、医薬品分野での交流を深めてきた。この交流の積み重ねは、両県州の相互理解を促進し、関係を発展させるとともに、日瑞両国の友好関係の増進、さらには世界平和の発展に寄与するものである。富山県とバーゼル・シュタット州は、さらに以下のとおり医薬品分野をはじめ幅広い交流を促進すると共に通商認識に達し、この協定書に署名する。本協定は、2009年10月26日に署名された富山県とバーゼル・シュタット州との宣言に置き換わるものである。

- 1 医薬品業界の交流の推進
 - ・ 富山県とバーゼル・シュタット州の企業・民間・公的機関による製剤技術交流及び経済交流の促進に対する支援を行うこと
 - ・ 富山県とバーゼル・シュタット州の企業・民間・公的機関によるバイオ技術交流に対する支援を行うこと
- 2 学術及び芸術・文化分野の交流の推進
 - ・ 学術及び芸術・文化分野における交流を進めること
- 3 大学及び高等教育機関の交流の推進
 - ・ 双方の地域の大学及び高等教育機関が連携して行う医薬品分野及びバイオ技術分野の研究教育活動に対する支援を行うこと

この協定書は、英語及び日本語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2018年 8月24日

石井 隆一

日本国富山県

知事

石井 隆一

スイス連邦バーゼル・シュタット州

参事

コンラディン クラマー



Agreement between the Toyama Prefecture of Japan and the Canton of
Basel-Stadt of the Swiss Confederation Concerning Exchange in
Pharmacy and other Fields

The government of the Canton of Basel-Stadt of the Swiss Confederation and the government of Toyama Prefecture of Japan have deepened their relationship in the pharmaceutical sphere since 2006 when pharmaceutical companies in the Canton of Basel-Stadt and Toyama Prefecture commenced their mutual exchange.

This accumulation of exchange has contributed to the promotion of mutual understanding, the development of relations, in addition to advancement of friendship between Switzerland and Japan, and furthermore, the contribution of the advancement of world peace.

The Canton of Basel-Stadt and Toyama Prefecture have the chance in the following ways, beginning with the pharmaceutical sphere to promote the expansion of wide variety of exchange, and through this sphere, will share common understanding, and sign this agreement. The present agreement replaces the Declaration between the Toyama Prefecture and the Canton of Basel-Stadt signed on October 26, 2009.

1. Promotion of Exchange in the Pharmaceutical Industry
 - Support of pharmaceutical technology exchange and to promote economic relations between businesses, public institutions and individuals of the Canton of Basel-Stadt and Toyama Prefecture
 - Support of biotechnology exchange between businesses, public institutions and individuals of the Canton of Basel-Stadt and Toyama Prefecture
2. Advancement of Exchange in the Fields of Academics and Arts and Culture
 - Promotion of exchange in the fields of academia, arts and culture
3. Advancement of Exchange between Universities and Institutions of Higher Education
 - Support of activities in research and education in the fields of pharmacy and biotechnology jointly organized by universities and institutions of higher education in both regions.

This agreement, written in duplicate in both English and Japanese, will be received by both representatives after signature.



24th, August, 2018

Conradin Craemer
State Councillor
Canton of Basel-Stadt
Swiss Confederation



石井 隆一

Takakazu Ishii
Governor
Toyama Prefecture of Japan



日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州との
医薬品分野などの交流に関する協定書

日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州は、2006年から始まった両県州の製薬企業の交流を出発点とし、医薬品分野での交流を深めてきた。この交流の積み重ねは、両県州の相互理解を促進し、関係を発展させるとともに、日瑞両国の友好関係の増進、さらには世界平和の発展に寄与するものである。富山県とバーゼル・ラントシヤフト州は、さらに以下のとおり医薬品分野をはじめ幅広い交流を促進するとの共通認識に達し、この協定書に署名する。本協定は、2009年10月27日に署名された富山県とバーゼル・ラントシヤフト州との協定に置き換わるものである。

- 1 医薬品業界の交流の推進
 - ・ 富山県とバーゼル・ラントシヤフト州の企業・民間・公的機関による製薬技術交流及び経済交流の促進に対する支援を行うこと
 - ・ 富山県とバーゼル・ラントシヤフト州の企業・民間・公的機関によるバイオ技術交流に対する支援を行うこと
- 2 学術及び芸術・文化分野の交流の推進
 - ・ 学術及び芸術・文化分野における交流を進めること
- 3 大学及び高等教育機関の交流の推進
 - ・ 双方の地域の大学及び高等教育機関が連携して行う医薬品分野及びバイオ技術分野の研究教育活動に対する支援を行うこと

この協定書は、英語及び日本語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2018年8月24日

2018年6月12日

石井 隆一

日本国富山県
知事
石井 隆一

スイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州
知事
ザビーネ ベゴラ



Agreement between the Toyama Prefecture of Japan and the Canton of
Basel-Landschaft of the Swiss Confederation Concerning Exchange in
Pharmacy and other Fields

The government of the Canton of Basel-Landschaft of the Swiss Confederation and the government of Toyama Prefecture of Japan have deepened their relationship in the pharmaceutical sphere since 2006 when pharmaceutical companies in the Canton of Basel-Landschaft and Toyama Prefecture commenced their mutual exchange.

This accumulation of exchange has contributed to the promotion of mutual understanding, the development of relations, in addition to advancement of friendship between Switzerland and Japan, and furthermore, the contribution of the advancement of world peace.

The Canton of Basel-Landschaft and Toyama Prefecture have the chance in the following ways, beginning with the pharmaceutical sphere to promote the expansion of wide variety of exchange, and through this sphere, will share common understanding, and sign this agreement. The present agreement replaces the Agreement between the Toyama Prefecture and the Canton of Basel-Landschaft signed on October 27, 2009.

1. Promotion of Exchange in the Pharmaceutical Industry
 - ・ Support of pharmaceutical technology exchange and to promote economic relations between businesses, public institutions and individuals of the Canton of Basel-Landschaft and Toyama Prefecture
 - ・ Support of biotechnology exchange between businesses, public institutions and individuals of the Canton of Basel-Landschaft and Toyama Prefecture
2. Advancement of Exchange in the Fields of Academics and Arts and Culture
 - ・ Promotion of exchange in the fields of academia, arts and culture

3. Advancement of Exchange between Universities and Institutions of Higher Education
 - ・ Support of activities in research and education in the fields of pharmacy and biotechnology jointly organized by universities and institutions of higher education in both regions.

This agreement, written in duplicate in both English and Japanese, will be received by both representatives after signature.



12th, June, 2018

Sabine Pogoraro
President of the Government
Canton of Basel-Landschaft
Swiss Confederation



24th, August, 2018

石井隆一

Takakazu Ishii
Governor
Toyama Prefecture
Japan

Agreement between the Toyama Prefecture of Japan and the Canton of Basel-Landschaft of the Swiss Confederation
Concerning Exchange in Pharmacy and other Fields

④ 令和5年度バーゼル地域との交流実績

◎県関係事業

部	事業名	内容	時期(期間)
厚生部	1 富山バーゼル医薬品シンポジウム開催事業	令和5年8月に富山で第7回ジョイントシンポジウムを開催し、富山・バーゼル両地域の大学・製薬企業の研究者・学生が口頭発表・ポスター発表を行った。(参加者延べ約570名)	R5. 8. 29～30

⑤ バーゼル地域との人物交流一覧

◎県内医薬品研究者等バーゼル大学等派遣事業による派遣研究者

年度	氏名	所属	派遣先	派遣期間
H24～25	黒岡 武 俊	富山大学大学院理工学研究部(工学)	バーゼル大学理学部薬学科	H25. 3～H25. 9 (6か月間)
H24～26	吉岡 めぐみ	富山大学大学院理工学研究部(工学)	バーゼル大学生命臨床医学部発生分子免疫学	H25. 10～H26. 8 (10か月間)

◎富山・バーゼル若手研究者等派遣事業による派遣研究者

年度	氏名	所属	活動内容	派遣期間
H27	岡本 直 樹	富山大学大学院医学薬学研究部(テイカ製薬株式会社)	スイス・バーゼルで開催された「バーゼル・ライフ・サイエンス・ウィーク 2015」への参加、ポスター発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H27. 9. 20～27 (8日間)
	大久保 裕 介	富山化学工業株式会社	スイス・バーゼルで開催された「バーゼル・ライフ・サイエンス・ウィーク 2015」への参加、ポスター発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H27. 9. 20～27 (8日間)
	平本 文 隆	東亜薬品株式会社	スイス・バーゼルで開催された「バーゼル・ライフ・サイエンス・ウィーク 2015」への参加、現地研究機関および製薬企業の訪問	H27. 9. 20～27 (8日間)
	島田 晋 吾	リードケミカル株式会社	スイス・バーゼルで開催された「バーゼル・ライフ・サイエンス・ウィーク 2015」への参加、現地研究機関および製薬企業の訪問	H27. 9. 20～27 (8日間)
H28	當 銘 一 文	富山大学和漢医薬学総合研究所	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、口頭発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)
	林 祥 弘	富山大学大学院医学薬学研究部	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、口頭発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)
	渡 邊 康 春	富山大学大学院医学薬学研究部	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、口頭発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)
	内 富 遼	救急薬品工業株式会社	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、口頭発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)
	米 澤 裕 子	株式会社廣貫堂	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、口頭発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)

年度	氏名	所属	活動内容	派遣期間
H28	飯島 未宇	富山大学大学院 医学薬学教育部 薬科学専攻	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、ポスター発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)
	太田 美沙子	富山大学大学院 理工学教育部 生命工学専攻	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、ポスター発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)
	辻 貴大	富山大学大学院 医学薬学教育部 薬科学専攻	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、ポスター発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)
H29	岩永 進太郎	富山大学大学院 理工学研究部 (工学)	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2017」への参加、口頭・ポスター発表、現地研究機関等訪問	H29. 9. 10～17 (8日間)
	安田 佳織	富山県立大学 工学部医薬品工学科	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2017」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	H29. 9. 10～17 (8日間)
	斎藤 一也	富士製薬工業 株式会社	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2017」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	H29. 9. 10～17 (8日間)
	藤井 美春	株式会社 廣貫堂	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2017」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	H29. 9. 10～17 (8日間)
	堀内 威佐男	テイカ製薬株式会社	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2017」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	H29. 9. 10～17 (8日間)
R元	藤井 拓人	富山大学大学院 医学薬学研究部 (薬学)	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2019」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	R元. 9. 8～15 (8日間)
	河西 文武	富山県立大学 工学部医薬品工学科	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2019」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	R元. 9. 8～15 (8日間)

2016年8月10日

富山縣綜合設計中心與財團法人台灣創意設計中心之協力合作意向書
富山縣綜合設計中心與財團法人台灣創意設計中心之協力合作意向書
富山縣綜合設計中心與財團法人台灣創意設計中心之協力合作意向書
富山縣綜合設計中心與財團法人台灣創意設計中心之協力合作意向書

富山縣綜合設計中心（以下簡稱甲）與財團法人台灣創意設計中心（以下簡稱乙）同意今後將促進雙方設計交流，帶動產業振興及人才交流之活性化，茲于此簽訂協力合作意向書。

兩者將站在尊重雙方文化及傳統的立場上，以至今所累積的交流實績為基礎，更積極地推動各項協力交流，內容包括：

1. 甲與乙將活用兩者的創造開發經驗及實績，以及所擁有優秀的設計能量，進行共同研究、開發新價值的商品開發，以及市場開拓等事業。
2. 甲與乙之間為實現上述1)的內容，將秉持緊密良好的協力關係，支援兩地人才交流活動。
3. 甲與乙於相互信賴的基礎上，保持互動及配合，具體的協議事項將視實際需求，在雙方協議下，進行事業實施。

本合作意向書以兩地使用語言之日文及中文（繁體字）製作一式兩份，由兩者各持一份保管。

富山縣綜合設計中心（以下「甲」という。）と財團法人台灣創意設計中心（以下「乙」という。）とは、兩地域におけるデザイン交流を促進し、産業振興及び人材交流の活性化に資するため、連携に関する覚書を締結する。

両者は、お互いの文化・伝統を尊重し、これまで積み重ねてきた交流の実績の上に立ち、連携をより積極的に進めていくこととし、以下の事項を確認する。

1. 甲及び乙は、両者が有するものづくりの実績や経験、優れたデザイン力を活用し、共同研究をはじめ、新しい価値を持つ商品の開発、市場開拓を協力し合って行う。
2. 甲及び乙は、1)に記す事項の実現のため、緊密な友好・協力関係のもと、兩地域における人材交流活動等を支援する。
3. 甲及び乙は、相互の信頼関係に基づき連携を保持し続けることとする。具体的な事業を実施する場合には、必要に応じて相互協議することとする。

本覚書は、等しく正文である日本語及び中国語（繁体語）で一式2部作成し、両者がそれぞれ署名押印の上、各1部を保有する。

甲) 富山縣綜合設計中心
富山縣綜合設計中心
日本國富山縣高岡市Office Park 5
番地

代表者 所長
大矢 寿雄



乙) 財團法人台灣創意設計中心
財團法人台灣創意設計中心
台灣台北市110信義區光復南路
133號

代表者 代理執行長
林鑫強





富山マラソンと菊島澎湖跨海マラソンとの
友好提携に関する協定書



富山マラソンと菊島澎湖跨海マラソンとは、大会間の友好協力関係を促進し、もって富山県と台湾の観光、文化など幅広い分野における交流の活性化に資するため、互いに対等な立場で、共同発展の原則のもと、次のとおり取り組むことに合意する。

- 1 両大会主催者及び関係者は、台湾及び富山県からのランナーの互いの互いの大会への参加が促進されるよう、富山マラソンと菊島澎湖跨海マラソンが姉妹大会であることを内外に周知する。
- 2 両大会主催者及び関係者は、相互のランナーの交流、大会開催に係る知識や情報の共有など、相互に有益であると認めらるる事項に取り組む。
- 3 両大会主催者及び関係者は、それぞれの大会に参加するランナーや地域住民に対し、両大会の友好と協力関係について理解を促すよう努力する。
- 4 富山湾及び澎湖湾が、共に「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟していることを通じた交流との相乗効果を得られるよう努力する。
- 5 相互に協力を必要とする取組みを具体的に実施するにあたっては、内容や方法等について誠実に事前の協議を行う。

この協定の締結を証するため、代表者により署名した協定書を日本語で2部、中国語(繁体字)で2部作成し、各自その1部を保有する。

2019年5月24日

石井隆一

富山マラソン実行委員会 会長
(日本国富山県知事)
石井 隆一

張弘光

澎湖県探索未来発展協会 理事長
張 弘光

周永暉

立会人(台湾側)
台湾交通部觀光局 局長
周 永暉



菊島澎湖跨海馬拉松和富山馬拉松
友好合作協定書



菊島澎湖跨海馬拉松和富山馬拉松、為促進大會間的友好合作關係、有助於活化台灣和富山縣的觀光、文化等廣泛領域、於相互對等的立場、以共同發展為原則、同意以下合作內容。

- 1 雙方大會的主辦者及關係者、為促進富山縣及台灣的跑者參加彼此的大會、應將菊島澎湖跨海馬拉松和富山馬拉松締結為姊妹大會一事廣為周知。
- 2 雙方大會的主辦者及關係者、應致力於雙方跑者的交流、共享大會舉辦相關知識及資訊、互利互惠。
- 3 雙方大會的主辦者及關係者、應努力促使各自大會參賽者及當地居民、理解雙方大會的友好及合作關係。
- 4 善用澎湖灣及富山灣皆加盟的「世界最美麗海灣組織」俾使成效加乘。
- 5 有關互相合作事宜在具體實施之前、就內容和方法本於誠心實意進行事前協商。

為證明締結本協定、由代表者簽署的協定書繁體中文二份、日文二份、雙方各執一份為憑。

2019年5月24日

張弘光

澎湖縣探索未來發展協會 理事長
張弘光

周永暉

見證人(台灣)
交通部觀光局 局長
周 永暉

石井隆一

富山馬拉松實行委員會 會長
(日本國富山縣知事)
石井 隆一

富山県と香港貿易発展局の相互協力に関する覚書（日本語訳）

香港島湾仔漆咸道1 Convention Plazaに所在し、ベンジャミン・チャウ上産副総統を代表とする香港貿易発展局（以下、HKTDCCという）

および

富山県富山市新島輪1番7号に所在し、石井謙一知事を代表とする富山県

を、以下、「両者」という。

HKTDCCは香港の外国貿易促進及び香港のイメージアップを担う法定機関である。HKTDCCは香港の特に中小企業に対し、国際貿易の機会を創出し、支援する。

富山県は日本の地方自治体である。

富山県は、北陸新幹線開業によるアクセス向上、雄大な立山連峰や世界で最も美しい湖の一つとされた「富山湾」などの美しく豊かな自然、世界遺産五箇山合掌造り集落や「山・峠・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された祭りなどの多様な歴史・文化、新鮮な山・野・湖の幸など国内外に誇る様々な魅力により、さらなる国際的な知名度を高めるとともに、富山県産森林水産物・食品をはじめとした県産品の販路開拓・拡大及び富山県内企業の海外進出に積極的に関与することとしている。

両者は、連携による相互利益の創出を見据え、それぞれの権限、権限及び手段に基づき、関係強化並びに香港と富山県の貿易及び経済協力促進を目的とし、この合意書を締結することに同意した。

ここに、下記事項について合意する。

第1条

両者は、香港と富山県の貿易・取引関係の促進のために最善を尽くし、双方の利害関係者が市場の将来性について深く理解する一助とすべく、次の各号に掲げる事項について、互いに最新マーケット情報を定期的に提供するとともに、両機関でかかる事業に協働で取り組むものとする。

- (1) 富山県産品等の香港への販路拡大に関する事項
- (2) 企業等の香港への事業展開支援に関する事項
- (3) その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

第2条

両者は、相互にそれぞれの市場にかかる取引照会を提供するとともに、個々の取引照会の受領に基づき、ビジネスマッチングを行う。

第3条

両者は、香港及び富山県へのビジネスに係る訪問を促進するため、最善を尽くす。

第4条

両者は、個々の貿易使節団の訪問に際して、適切な支援を行う。支援には、それぞれ両者が遵守すべき関係法令、政府の規制、及び合意事項の許す範囲内において関連マーケット情報を提供すること及び訪問団の市場への理解を促すための市場説明会を行うことを含むが、これに限定されるものではない。

第5条

両者は香港と富山県の間のビジネス関係を促進するため、それぞれの地元企業に対し、それぞれの産業に関連し、関心の対象と考えられる場合は、両者の主催する見本市、高官交流会、ビジネスマッチングを目的とした断然会等への参加を促すこととする。両者はそれぞれの地元企業のビジネス関係構築を支援するために最善を尽くすこととする。

第6条

この合意書は、非独占的なものであり、両者のうち一方が自己の利益により、他の機関との間に同様の貿易促進協力を結ぶことができる。

第7条

この合意書に基づき提供された情報は、情報を提供した当事者の事前承諾を得ている場合を除いては複製事項とする。両者が入手する前に既に公表されていた情報については適用されない。

第8条

両者は、誠意を持ってこの合意書を履行することとする。ただし、両者はいかなる法的義務も負わない。

第9条

両者の連絡窓口となる組織は次のとおりとし、今後、この合意書を改正または補足する場合は、両者による協議・同意の上、それぞれが書面に署名を行うこととする。

富山県：農林水産部、商工労働部
HKTDCC：大坂事務所

第10条

この合意書は、英文で作成された2部（それぞれが1部を保有）を正本とし、2017年2月14日、両者の代表による署名を以て発効し、2年間その効力を有する。

この合意書は、有効期間が満了する日の3カ月以上前に、一方が相手方に書面を以て合意書を終了する旨を通知する場合は除き、その有効期間を一年間自動的に延長するものとする。

富山県を代表して

香港貿易発展局を代表して

（石井謙一知事）

（ベンジャミン・チャウ上産副総統）

**Agreement on Mutual Cooperation
between
Hong Kong Trade Development Council
and
Toyama Prefectural Government**

Hong Kong Trade Development Council (hereinafter "HKTDCC") with its head office in Convention Plaza, 1 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong, represented by Mr Benjamin Chan, Deputy Executive Director,

and

Toyama Prefectural Government with its office in 1-7 Shin-Sougawa, Toyama City, Toyama Prefecture, 930-8501 Japan, represented by Mr Takahisa Ishii, Governor,

Here in after, "The Parties"

whereas

HKTDCC is the statutory organisation responsible for promoting Hong Kong's external trade and promoting a positive image of Hong Kong. HKTDCC creates and facilitates opportunities in international trade for Hong Kong companies, especially small and medium-sized enterprises;

Toyama Prefectural Government is a local government in Japan. Toyama Prefecture boasts nationally and internationally praised delicacies from the land and sea, beautiful natural sights such as the grandiose Toyama Mountain Range, and Toyama Bay, chosen as one of the world's most beautiful bays, as well as profound historical heritage, exemplified in the UNESCO World Heritage site of Gokayama, and its float festivals inscribed in the Yama, Hoko, Yahi – Float Festivals of Japan UNESCO Intangible Cultural Heritage list. The Toyama Prefectural Government actively strives to promote locally produced agricultural and food products, promote international recognition of its name, and support the expansion of local businesses as well as the opening of new markets through access improvements with the opening of the Hokuriku Shinkansen.

The Parties, in accordance with their respective competences, functions and means, have agreed to enter into this Agreement with the purpose of strengthening the relations between the two organisations (HKTDCC and Toyama Prefectural Government), and promoting trade and economic cooperation between Hong Kong and Toyama Prefecture.

Hereupon agree to the following:

Article 1

The Parties will use their best endeavours to promote trade and business relations between Hong Kong and Toyama Prefecture, regularly update each other on latest market intelligence for helping their stakeholders gain a better understanding of the market potential on following subjects:

- (i) Promotion of local products from Toyama Prefecture in Hong Kong
- (ii) Expansion of overseas operation of Toyama Prefecture's companies in Hong Kong
- (iii) Other necessary matters that were agreed with both parties.

Article 2

The Parties will exchange trade enquiries from their respective home markets. On a case-by-case basis, the Parties will facilitate business matching upon receipt of trade referrals.

Article 3

The Parties will use their best endeavours to promote business visits to Hong Kong and Toyama Prefecture.

Article 4

The Parties will offer reasonable assistance in respect of visiting trade missions, including but not limited to, supplying relevant market information, to the extent permitted by applicable laws and governmental regulations and agreements which each of the Parties has to comply with, and conducting market briefings which will facilitate the understanding of mission members towards that market.

Article 5

The Parties will encourage participation from its local businesses in events such as trade fairs, high-level conferences and business-matching meetings hosted by the Parties, as and when deemed relevant and of interest to the respective business communities with an aim at promoting business relations between Hong Kong and Toyama Prefecture. The Parties will make their best efforts to help local entities in building business relations.

Article 6

This Agreement is of a non-exclusive basis, and either Party may, at its discretion, enter into similar trade promotional co-operations with other organisations.

Article 7

Information provided pursuant to this agreement should be kept confidential, unless prior consent of the party who provided the information has been sought. This does not apply to information which has already been released in public before it is obtained by the Parties.

Article 8

The Parties shall carry out this agreement in good faith. However, the Parties do not assume any legal obligations.

Article 9

The points of contact for both parties will be the following, and from this time forward, any amendment or supplement to this agreement should be discussed and agreed by both parties, and to be signed by each party in writing.

Toyama Prefectural Government : Agriculture, Forestry & Fisheries Department
Commerce, Industry & Labor Department

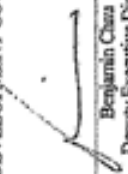
HKTDCC : Osaka Office

Article 10

This agreement shall enter into force on the 14th day of the month of February in the year of 2017 after the signatures by the representatives of The Parties in two original copies in English (one for each party) and will remain valid for two years. It will automatically be extended, by one year at a time, unless written notice is given by one party to the other for termination of this agreement not less than three months before the expiration.

For and on behalf of
HONG KONG
TRADE DEVELOPMENT COUNCIL

For and on behalf of
TOYAMA PREFECTURAL GOVERNMENT


Benjamin Chan
Deputy Executive Director


Takahisa Ishii
Governor

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING ON PARTNERSHIP

BETWEEN THE MINISTRY OF INDUSTRY, THE KINGDOM OF THAILAND
AND THE TOYAMA PREFECTURAL GOVERNMENT, JAPAN

This Memorandum of Understanding (MOU) defines an arrangement between the Ministry of Industry (MOI), the Kingdom of Thailand, being represented herein by Mr. Arthit Wuthikaro, Director General of the Department of Industrial Promotion, MOI, and the Toyama Prefectural Government, Japan, being represented herein by Mr. Takakazu Ishii, Governor of Toyama Prefecture.

Both Parties hereto desire to enhance a closer communication channel for the mutual benefit of Thailand and Japan, and will cooperate with each other in promoting partnership between SMEs in Thailand and in the Toyama Prefecture. The Parties have reached the following understandings:

1. Both Parties will jointly support SMEs in the Toyama Prefecture, Japan and Thailand to expand new global business;
2. Both Parties will exchange information or views and perform activities agreed in order to establish close relations in the economic sector such as business exchange programs, promotions of industrial cluster linkage for supporting each other so called "Otagai Business Concept", seminars, exhibitions, meetings, etc.;
3. The liaisons of both sides will be appointed for implementation of this MOU. Department of Industrial Promotion will be appointed as the liaison body for MOI side and Industry and Labor Department of the Toyama Prefectural Government will be appointed as the liaison body for Toyama Prefecture side;
4. This MOU is neither intended to constitute a treaty or a contract nor to be construed as creating a contract or deemed to be a contract of any nature. This MOU does not create any legal obligation or binding commitment on either of the Parties;
5. This MOU will become effective when signed by both Parties and will remain in effect until terminated by prior written notice of at least thirty days from one Party to the other. Amendments to this MOU will only be made by mutual agreement of both Parties; and
6. Signed by the duly authorized representatives of MOI and the Toyama Prefectural Government on the day of 19th December, 2014 in two copies in English.

For the Ministry of Industry

For the Toyama Prefectural Government

Arthit Wuthikaro

(Mr. Arthit Wuthikaro)

Director General of

Department of Industrial Promotion,
Ministry of Industry

富山県

知事

工業省

産業振興局
局長

石井隆一
(Mr. Takakazu Ishii)
Governor

埼玉県、山梨県、鳥取県、秋田県、島根県、愛知県、
東京都、福井県の8県+川崎市が産産振興局

タイ王国工業省と日本国富山県のパートナーシップに関する覚書

本覚書は、ここでは工業省産業振興局長 Mr. Arthit Wuthikaro に代表されるタイ王国工業省（以下 MOI）と、富山県知事 石井隆一に代表される日本国富山県との間の協定について定款するものである。

両者はタイ・日本の相互利益のためより密接にコミュニケーションチャンネルを高めていきたいと願い、互いに協力し双方の中小企業間の連携を促進するために今後協力をを行う。両者は以下の事項に合意する：

1. 両者は新たなグローバルビジネスを拡大するため富山県、タイ王国の中小企業を支援する。
2. 両者は、経済分野における緊密な関係を構築するため、経済交流プログラム、相互支援のための産産クラスター連携の推進-いわゆる「お互いビジネスコンセプト」、セミナー、展示会、会談など、情報や意見を交換し、双方が合意した活動を展開する。
3. 本覚書の遂行のため、両者に担当窓口を設置することとする。MOI の窓口は産業振興局に、富山県側の窓口は商工労働部に置く。
4. 本覚書は条約や契約を制定する、あるいは今後契約を締結する、あるいは締結したものとみなされることを意図したものではない。本覚書はいかなる種類の法的あるいは拘束力のある義務を生み出すものではない。
5. 本覚書は両者が署名したときから有効とし、一方が退くとも1ヵ月前に書面で終了を申し出るまで有効である。双方の合意による場合のみ本覚書の修正を行うことができる。
6. 本覚書は、MOI 及び富山県の正当な権限を与えられた代表者により、2014年12月19日に英語2通に署名された。

※通常、大臣等特命立会いのもと、工業省産業振興局長と日本の自治体首長が署名

**BẢN GHI NHỚ HỢP TÁC
GIỮA
BỘ KẾ HOẠCH VÀ ĐẦU TƯ NƯỚC CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
VÀ
TỈNH TOYAMA, NHẬT BẢN
VỀ
TĂNG CƯỜNG HỢP TÁC GIAO LƯU KINH TẾ**

Trên cơ sở phù hợp với chức năng, nhiệm vụ và quyền hạn của mỗi bên ký kết, phù hợp với pháp luật của mỗi nước và các điều ước quốc tế mà Việt Nam và Nhật Bản là thành viên, Bộ Kế hoạch và Đầu tư nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam và Tỉnh Toyama, Nhật Bản (gọi chung là "hai bên") nhất trí các điều khoản dưới đây nhằm nâng mối quan hệ hợp tác từ trước tới nay của hai bên lên tầm cao mới, càng như phát triển hơn nữa quan hệ hợp tác kinh tế giữa hai bên, hướng tới mục tiêu tăng trưởng, phát triển bền vững.

1. Hai bên cùng nhau thúc đẩy giao lưu kinh tế thông qua các hợp tác nêu dưới đây, từ đó tạo cơ hội cho doanh nghiệp Việt Nam và Toyama hỗ trợ lẫn nhau trong các hoạt động đầu tư, kinh doanh bao gồm cả những lĩnh vực mới như: đổi mới sáng tạo, chuyển đổi số, kinh tế xanh, trung hòa carbon, nông nghiệp thông minh,...

1.1. Cùng nhau hợp tác tổ chức các hoạt động giao lưu kinh tế như: hội nghị, hội thảo xúc tiến đầu tư, tổ chức đoàn doanh nghiệp sang bên nhau và các sự kiện liên quan do mỗi bên tổ chức.

1.2. Thường xuyên trao đổi thông tin liên quan tới các hoạt động đầu tư, hợp tác kinh tế nhằm mở rộng cơ hội đầu tư cho doanh nghiệp hai bên.

1.3. Hợp tác thiết lập và vận hành bộ phận một cửa tư vấn hỗ trợ doanh nghiệp đầu tư đặt tại Cục Đầu tư nước ngoài – Bộ Kế hoạch và Đầu tư (Toyama Support Desk). Tỉnh Toyama sẽ chịu toàn bộ kinh phí vận hành của Toyama Support Desk.

1.4. Hợp tác giáo lưu, trao đổi nhân lực nhằm phát triển hoạt động kinh doanh của hai bên.

2. Cơ quan đóng vai trò đầu mối liên lạc của hai bên như sau:

Phía Bộ Kế hoạch và Đầu tư nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam: Cục Đầu tư nước ngoài.

Phía Tỉnh Toyama, Nhật Bản: Sở Thương mại, Công nghiệp và Lao động.

3. Thời gian hiệu lực

Bản Ghi nhớ này sẽ thay thế Bản Ghi nhớ ký ngày 20/12/2016 giữa Bộ Kế hoạch và Đầu tư và Tỉnh Toyama. Bản Ghi nhớ này có hiệu lực kể từ ngày ký và chỉ hết hiệu lực khi một trong hai bên thông báo cho bên kia trước 06 tháng.

Bản Ghi nhớ được lập thành 02 (hai) Bộ bằng hai ngôn ngữ tiếng Việt và tiếng Nhật, có giá trị như nhau, mỗi bên giữ một Bộ.

Hà Nội, ngày 19 tháng 12 năm 2022


Nguyễn Thị Bích Ngọc
Thư trưởng, Bộ Kế hoạch và Đầu tư
Nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam


Nitta Hachiro
Thị trưởng Tỉnh Toyama
Nhật Bản

**富山県とベトナム社会主義共和国計画投資省との
経済交流の強化に関する覚書（日本語訳）**

富山県とベトナム社会主義共和国計画投資省とは、両国の法律および両国が加盟する国際条約に基づき、両国の役割及び任務、権限に採り、これまで築いた両地域の友好関係の一層の強化及び両地域の発展を目指し、経済交流の更なる促進に協力して取り組むため、以下の認識に達した。

1 両方地域の企業等がデジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラル、スマート農業なども含め、相互に活発な投資事業を展開することができるよう、両方が共同して支援することにより、経済交流を促進するものとし、特に次の点において努力する。

1) 両方は、相手方が、商談会や投資セミナーの開催、企業ミッション派遣など、自地域において経済交流事業を奨励しようとする場合、協力する。

2) 両方は、両地域での事業展開に関連する情報を広く普及させ、投資の機会を拡大するための情報交換を定期的に行う。

3) 両方は、進出企業の支援をするための窓口である「富山デスク」を計画投資省外国投資庁内に設置・運営することについて、協力する。必要な経費については、富山県が負担する。

4) 両方は、両地域のビジネス活性化のための人材交流について、協力する。

2 両方の連絡窓口となる組織は次のとおりとし、今後、具体的な経済交流事業を行おうとする場合は、その都度互いに協議・調整をしながら進めることとする。

日本国富山県：商工労働部

ベトナム社会主義共和国計画投資省：外国投資庁

3 両方は、2016年12月20日に署名した覚書を無効とし、本覚書のみに効とする。なお、6か月前に相手方に対して書面による予告を与えることにより、本覚書に基づく協力を終了させることができる。

2022年12月19日 ハノイ

日本国富山県
知事 新田 八朗
ベトナム社会主義共和国計画投資省
副大臣 グエン・ティ・ビック・ゴック



富山県中央植物園と
オックスフォード大学植物園・樹木園との
友好提携に関する覚書（要約）

富山県中央植物園および英国オックスフォード大学植物園・樹木園は、植物保全科学分野での相互利益のため、協力して次の事業を行う。

- 1 植物の生物多様性とその保全に関する教育と啓蒙を促進するため、情報とアイデアを交換する。
- 2 植物コレクションの増強や生息域外保全の支援をはかるため、植物材料を交換する。
- 3 共同出版物のために、出版物、データ、科学資料を交換する。
- 4 相互に専門的知識と技術的ノウハウを共有する。
- 5 スタッフと学生の交流を促進する。

以上

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING
relating to a collaboration agreement between Oxford Botanic Garden and Arboretum
and the Botanic Gardens of Toyama, Japan.

PARTIES

- (1) Oxford Botanic Garden
- (2) Botanic Gardens of Toyama

UNDERSTANDING

1. AREAS OF COLLABORATION

- 1.1 The parties intend to work together for their mutual benefit in the Field. In particular the parties wish to develop their collaborative work by:
 - 1.1.1 exchanging information and ideas to promote education and awareness about plant biodiversity and its conservation;
 - 1.1.2 where appropriate, exchange plant material to augment plant collections and support ex situ conservation, and enable such work, for example by assisting with or obtaining relevant permits, and working with other parties to do so;
 - 1.1.3 where appropriate, exchange publications, data, and scientific materials, for example for joint publications;
 - 1.1.4 sharing of expertise and technical advice so that each partner can benefit from the other's experiences, for example knowledge on plant locations, or field and propagation skills;
 - 1.1.5 facilitating exchanges of staff and students;

11 富山県（国際課内）国際交流員（CIR）歴代名簿

R6.4月現在

○ 中国語国際交流員（遼寧省）

	氏名	雇用期間
1	崔 勇 (サイユウ)	平成 9年 4月 10日 ~ 平成 10年 4月 9日
2	周 翔 (シュウショウ)	平成 10年 4月 9日 ~ 平成 11年 4月 8日
3	李 向榮 (リコウエイ)	平成 11年 4月 8日 ~ 平成 12年 4月 7日
4	王 偉 (オウイ)	平成 12年 4月 6日 ~ 平成 13年 4月 5日
5	張 擘琳 (チョウヒョリン)	平成 13年 4月 12日 ~ 平成 14年 4月 11日
6	謝 国民 (シャククミン)	平成 14年 4月 11日 ~ 平成 15年 4月 10日
7	任 智華 (ニンチカ)	平成 15年 4月 10日 ~ 平成 16年 4月 9日
8	包 華 (ホウカ)	平成 16年 4月 8日 ~ 平成 17年 4月 7日
9	胡 元元 (コゲンゲン)	平成 17年 4月 7日 ~ 平成 18年 4月 6日
10	崔 明華 (サイメイカ)	平成 18年 4月 13日 ~ 平成 19年 4月 12日
11	高 冠軍 (コウカンゲン)	平成 19年 4月 12日 ~ 平成 20年 4月 11日
12	佟 立峰 (トウリツホウ)	平成 20年 4月 10日 ~ 平成 22年 4月 9日
13	閻 齊偉 (エンサイイ)	平成 22年 4月 15日 ~ 平成 23年 4月 14日
14	司 穎 (シエイ)	平成 23年 6月 1日 ~ 平成 24年 4月 13日
15	郭 永煥 (カクエイカン)	平成 24年 4月 12日 ~ 平成 25年 4月 11日
16	馮 悦 (ヒョウエツ)	平成 25年 4月 11日 ~ 平成 26年 4月 10日
17	鍾 一鳴 (ショウイツメイ)	平成 26年 4月 10日 ~ 平成 27年 4月 9日
18	王 佩瑜 (オウハイユ)	平成 27年 4月 9日 ~ 平成 28年 4月 8日
19	金 滌凡 (キンシヨウハン)	平成 28年 4月 11日 ~ 平成 28年 12月 31日
20	孫 肖 (ソンショウ)	平成 29年 4月 10日 ~ 平成 31年 4月 9日
21	齊 東亮 (サイトウリョウ)	平成 31年 4月 15日 ~ 令和 2年 4月 14日
22	鄒 超 (ソウチョウ)	令和 5年 5月 30日 ~ 令和 6年 4月 9日
23	宋 依陽 (ソウイヨウ)	令和 6年 4月 8日 ~

○ 中国語国際交流員（上海市）

	氏名	雇用期間
1	馮 素梅 (ヒョウソバクイ)	平成 19年 4月 12日 ~ 平成 20年 4月 11日
2	鐘 婕 (ショウショウ)	平成 20年 4月 10日 ~ 平成 21年 4月 9日
3	趙 泉禹 (チョウセンウ)	平成 21年 4月 9日 ~ 平成 22年 4月 8日
4	裴 静貽 (ハイセイイ)	平成 22年 4月 15日 ~ 平成 23年 4月 14日
5	陳 凌 (チンリョウ)	平成 24年 4月 12日 ~ 平成 25年 4月 11日
6	李 穎 (リエイ)	平成 25年 4月 11日 ~ 平成 26年 4月 10日
7	黄 敏 (コウミン)	平成 26年 4月 10日 ~ 平成 27年 4月 9日
8	吳 菲 (コヒ)	平成 27年 4月 9日 ~ 平成 28年 4月 8日
9	孫 為珊 (ソンイサン)	平成 30年 4月 9日 ~ 平成 31年 4月 8日
10	韓 冰 (カンヒョウ)	平成 31年 4月 15日 ~ 令和 2年 4月 14日
11	孫 明明 (ソンメイメイ)	令和 5年 8月 7日 ~ 令和 6年 4月 9日
12	夏 媛 (カエン)	令和 6年 4月 8日 ~

○ ポルトガル語国際交流員

	氏名	雇用期間
1	Humberto Miguel Prado Correa (ウンベルト ミゲル プラド コレア)	平成 7年 4月 6日 ~ 平成 8年 10月 5日
2	Eliza Erika Sumi (エリザ エリカ スミ)	平成 9年 4月 10日 ~ 平成 10年 4月 9日
3	Ana Maria Yumi Aoki (アナ マリア ユミアオキ)	平成 10年 4月 9日 ~ 平成 13年 4月 8日
4	Erika Yayoi Fujiki (エリカ ヤヨイ フジキ)	平成 13年 4月 12日 ~ 平成 16年 4月 11日
5	Cinthia Yumi Maeda (シンチヤ ユミ マエダ)	平成 16年 4月 8日 ~ 平成 19年 4月 7日
6	Everson Esteques Lemos (エヴエルソン エステクス レモス)	平成 19年 4月 12日 ~ 平成 24年 4月 11日
7	Joao Gabriel Silva Matias (ジョアン ガブリエル シルバ マチアス)	平成 24年 4月 12日 ~ 平成 27年 4月 11日
8	Marcelo Tomoaki Yoshimura (マルセロ トモアキ ヨシムラ)	平成 28年 4月 11日 ~ 令和 3年 4月 10日
9	Aline Akemi Yamashita (アリーネ アケミ ヤマシタ)	令和 2年 12月 4日 ~

○ 英語国際交流員

	氏 名	雇 用 期 間
1	Darren John Peterson (ダレンジョンピーターソン)	平成 元年 8月 1日 ~ 平成 2年 7月 31日
2	Mari Heather Bergeron (マリヘザーバーゲロン)	平成 2年 8月 1日 ~ 平成 4年 7月 31日
3	Angela Howell (アンジエラハウエル)	平成 4年 8月 1日 ~ 平成 5年 7月 31日
4	Gregory Sutch (グレゴリーサッチ)	平成 5年 7月 26日 ~ 平成 7年 7月 25日
5	Kevin Fuchs (ケビンフックス)	平成 5年 7月 26日 ~ 平成 7年 7月 25日
6	David Millard (デービッドミラー)	平成 7年 7月 24日 ~ 平成 8年 7月 23日
7	Anathea Manning (アナシアマニング)	平成 7年 7月 24日 ~ 平成 9年 7月 23日
8	Craig Robert Saunders (クレイグロバートソーダース)	平成 8年 7月 29日 ~ 平成 10年 7月 28日
9	Takako Suzuki (タカコスズキ)	平成 10年 7月 27日 ~ 平成 12年 7月 26日
10	Janet Locke (ジャネットロック)	平成 12年 7月 24日 ~ 平成 15年 7月 23日
11	Adam Bigelow (アダムビッグロー)	平成 15年 7月 28日 ~ 平成 17年 7月 27日
12	Dan Sinawat (ダンシナワット)	平成 17年 8月 1日 ~ 平成 19年 7月 31日
13	Nicholas Gallagher (ニコラスギャラガー)	平成 19年 8月 6日 ~ 平成 20年 8月 31日
14	Clark Coleman (クラークコールマン)	平成 20年 10月 2日 ~ 平成 21年 8月 3日
15	Alexandra Coats (アレクサンドラコート)	平成 21年 8月 4日 ~ 平成 22年 7月 4日
16	Jenkins Akeem (ジェンキンスアキーム)	平成 22年 7月 26日 ~ 平成 22年 12月 10日
17	Akiyo Horiguchi (アキヨホリグチ)	平成 23年 1月 20日 ~ 平成 26年 8月 1日
18	Abram Leon (アブラムリオン)	平成 26年 7月 28日 ~ 平成 28年 7月 27日
19	Mathieu Glacet (マチユグラーセ)	平成 28年 7月 25日 ~ 令和 3年 9月 30日
20	Alice Rees (アリスリース)	令和 3年 9月 13日 ~

○ ロシア語国際交流員

	氏 名	雇 用 期 間
1	Kolmogorov Andrei (コルモゴロフアントレイ)	平成 6年 8月 1日 ~ 平成 9年 7月 31日
2	Tcharikov Dmitri (チャリコフドミトリー)	平成 9年 7月 28日 ~ 平成 11年 7月 27日
3	Chuikov Denis (チュイコフデニス)	平成 11年 7月 26日 ~ 平成 14年 7月 25日
4	Krasnozhon Valeriya (クラスノジョンワレリヤ)	平成 14年 8月 5日 ~ 平成 17年 8月 4日
5	Lipinskaya Dinara (リピンスカヤディナラ)	平成 17年 8月 1日 ~ 平成 20年 7月 31日
6	Shcherbatyuk Anastasia (シェルバチュクアナスタシア)	平成 20年 8月 4日 ~ 平成 25年 8月 3日
7	Britcina Tatiana (ブリツィナタチアナ)	平成 25年 8月 5日 ~ 平成 29年 8月 4日
8	Shakhov Stanislav (シャホフスタニスラフ)	平成 29年 7月 31日 ~ 令和 元年 7月 30日
9	Oļegs Piščikovs (オレグスピシコフス)	令和 元年 8月 19日 ~ 令和 2年 9月 30日
10	Borduleva Tatiana (ボルデヴァリョワタチアナ)	令和 3年 11月 28日 ~

○ 韓国語国際交流員

	氏 名	雇 用 期 間
1	禹 濟 玉 (ウジエウク)	平成 5年 4月 1日 ~ 平成 7年 3月 31日
2	嚴 惠 貞 (オンヘジョン)	平成 7年 4月 6日 ~ 平成 8年 4月 5日
3	李 倫 珍 (イユンジン)	平成 8年 4月 11日 ~ 平成 10年 4月 10日
4	全 美 貞 (チョンミジョン)	平成 10年 4月 9日 ~ 平成 13年 4月 8日
5	張 慧 慇 (チャンヘミン)	平成 13年 4月 12日 ~ 平成 15年 4月 11日
6	田 恵 真 (ジョンヘジン)	平成 15年 4月 10日 ~ 平成 18年 4月 9日
7	李 昇 妍 (イスンヨン)	平成 18年 4月 13日 ~ 平成 19年 4月 12日
8	金 羞 該 (キムスヘ)	平成 19年 4月 12日 ~ 平成 22年 4月 11日
9	林 眞 暲 (イムジンギョン)	平成 22年 4月 15日 ~ 平成 26年 4月 14日
10	金 珠 熙 (キムジュヒ)	平成 26年 4月 10日 ~ 平成 29年 4月 9日
11	俞 セビョル (ユセビョル)	平成 29年 4月 10日 ~ 令和 2年 4月 9日
12	李 該 敏 (イヘミン)	令和 2年 12月 4日 ~

○ インド国際交流員

	氏 名	雇 用 期 間
1	Dasari Ramesh (ダーサリラメッシュ)	平成 29年 7月 31日 ~ 令和 4年 7月 30日
2	Bhagavatula Sirilalitya (バーガワトウラシリラリティア)	令和 4年 8月 23日 ~

○ ベトナム語国際交流員

	氏 名	雇 用 期 間
1	Hoang Thi Cham (ホアンティチャム)	令和 元年 8月 5日 ~ 令和 4年 8月 4日
2	Nguyen Thi Thao (グエンティタオ)	令和 4年 8月 22日 ~

12 経済交流

(1) 県内企業の海外進出状況(国別)

地域	国名	令和6年3月時点	
		企業数	事業所数
アジア州	中国	118	292
	中国(香港・マカオ)		30
	中国(台湾)	15	23
	韓国	13	16
	フィリピン	4	6
	マレーシア	14	22
	ミャンマー	9	9
	インドネシア	21	32
	シンガポール	16	20
	ベトナム	37	53
	カンボジア	5	5
	タイ	61	88
	ラオス	1	1
	インド	15	43
	ネパール	1	1
	ブータン	1	1
	バングラディシュ	1	3
	スリランカ	1	3
	パキスタン	1	3
		小計	334
大洋州	オーストラリア	5	7
	ニュージーランド	2	3
	小計	7	10
中東・アフリカ	トルコ	2	2
	エチオピア	1	1
	小計	3	3
ヨーロッパ州	イギリス	4	6
	ドイツ	13	18
	スイス	1	1
	スウェーデン	3	4
	ハンガリー	2	2
	チェコ	4	5
	フランス	3	4
	ベルギー	2	2
	オランダ	2	3
	イタリア	1	2
	スペイン	2	2
	ロシア	3	5
	デンマーク	1	1
	ポーランド	2	2
	オーストリア	1	1
	ルーマニア	1	1
	ポルトガル	1	1
	ギリシャ	1	1
		小計	47
北米州	カナダ	5	6
	アメリカ合衆国	31	59
	小計	36	65
中南米州	メキシコ	9	13
	ブラジル	4	7
	アルゼンチン	1	1
	チリ	2	2
	コロンビア	1	1
	ホンジュラス	1	1
	エルサルバドル	1	1
	小計	19	26
	合計	446	816

(注1) 企業数の合計は延べ数

(注2) 富山県立地通商課の調査による

(2) 富山県の貿易動向

① 概況

<貿易額の推移について>

令和5年の貿易総額は5,731億円、対前年比は△20.6%減で、3年ぶりの減少となった。

輸出入別に見ると、輸出は2,891億円で前年比△13.2%減（3年ぶりのマイナス）、輸入は2,840億円で前年比△20.0%減（3年ぶりのマイナス）となった。

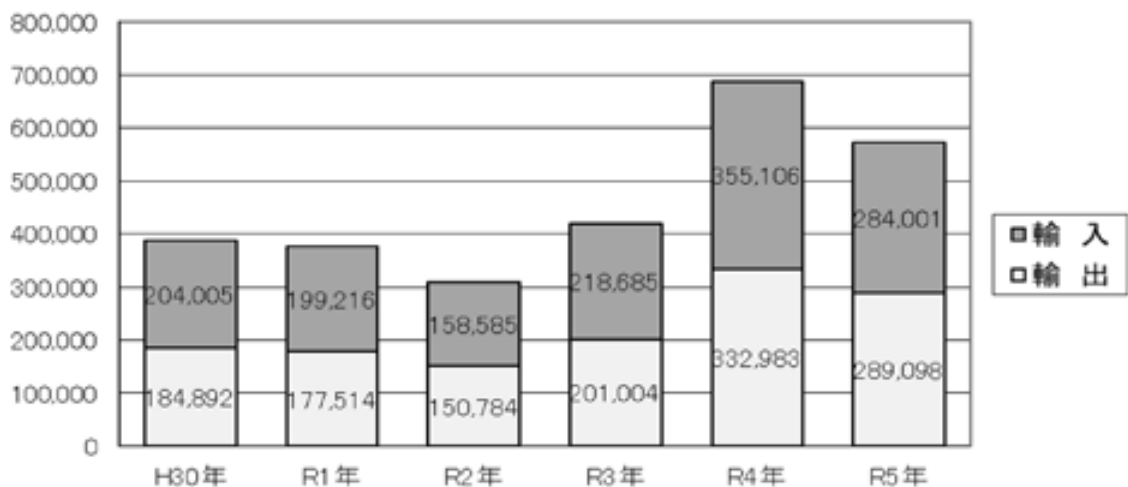
貿易額の推移

(単位：百万円)

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
輸出	184,892	177,514	150,784	201,004	332,983	289,098
(対前年比)	△0.4%	△4.0%	△15.1%	+33.3%	+65.7%	△13.2%
輸入	204,005	199,216	158,585	218,685	355,106	284,001
(対前年比)	+20.9%	△2.3%	△20.4%	+36.3%	+62.4%	△20.0%
貿易額	388,896	376,730	309,369	419,690	688,089	573,099
(対前年比)	+9.7%	△3.1%	△17.9%	+34.9%	+64.0%	△16.7%

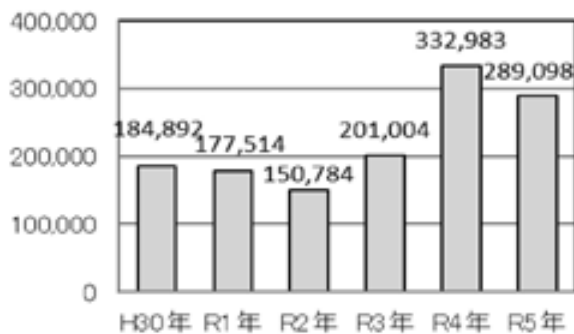
(百万円)

貿易額の推移



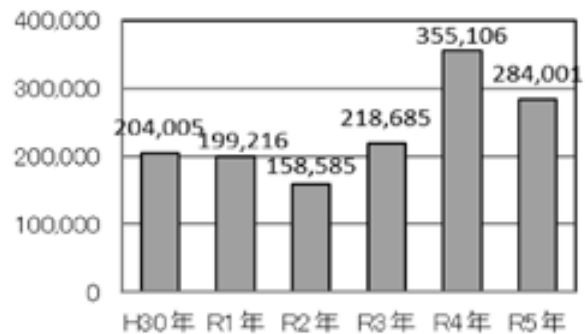
(百万円)

輸出額の推移



(百万円)

輸入額の推移



② 貿易相手国(地域)の状況

＜令和5年主要貿易相手国(地域)＞

令和5年の主要貿易相手国(地域)は、ロシア、中国、マレーシア、韓国、インドネシアの順となっている。

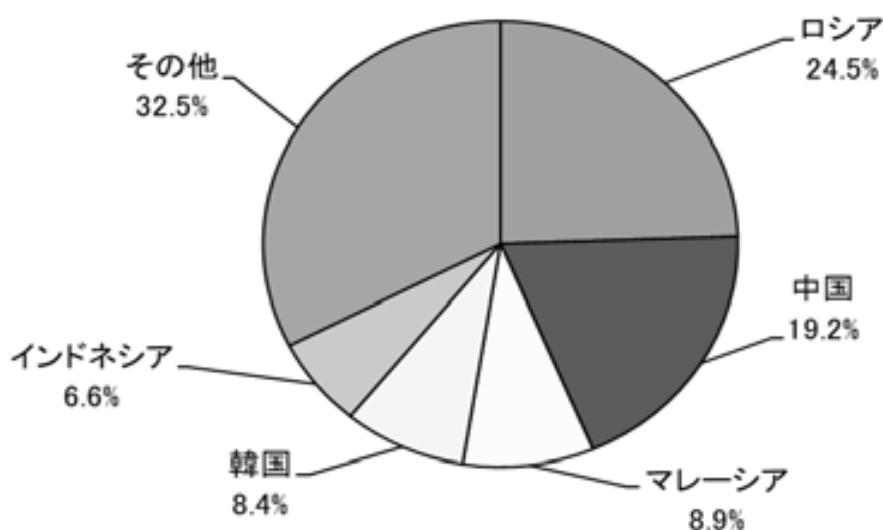
(参考) 令和4年順位：1位 ロシア、2位 中国、3位 マレーシア、4位 インドネシア、5位 韓国

(単位：百万円)

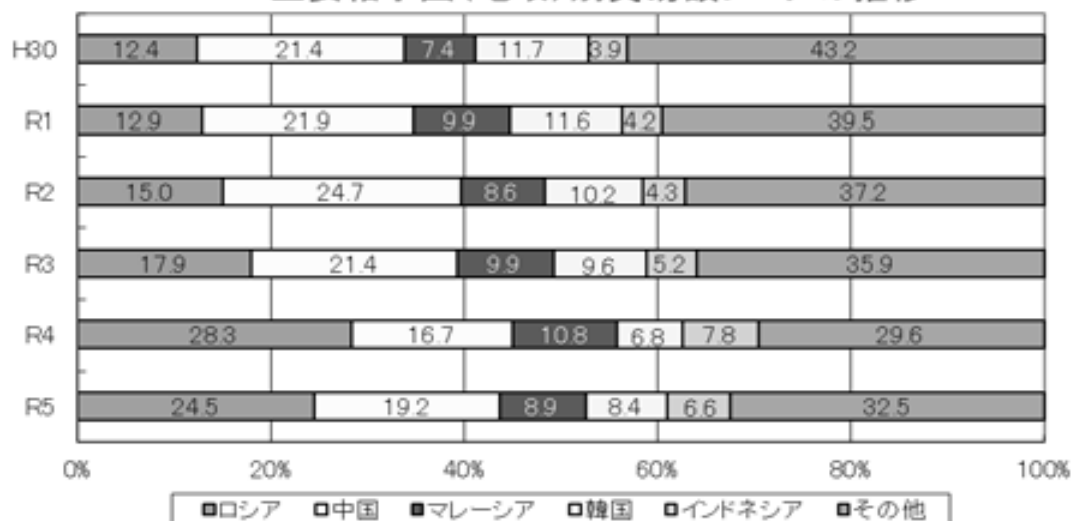
順位	国名	合計	対前年比	構成比	輸出	輸入
1	ロシア	140,261	△27.9%	24.5%	132,328	7,933
2	中国	109,803	△4.9%	19.2%	50,509	59,295
3	マレーシア	51,119	△31.2%	8.9%	2,057	49,062
4	韓国	47,941	△10.7%	8.4%	28,618	19,323
5	インドネシア	37,545	△20.2%	6.6%	2,744	34,801
	その他	186,430	△8.2%	32.5%	72,843	113,587
	合計	573,099	△16.7%	100.0%	289,098	284,001

※その他 6位:アメリカ、7位:ベトナム、8位:インド、9位:アラブ首長国連邦、10位:タイ

主要貿易相手国(地域)



主要相手国(地域)別貿易額シェアの推移



＜令和5年主要輸出国(地域)＞

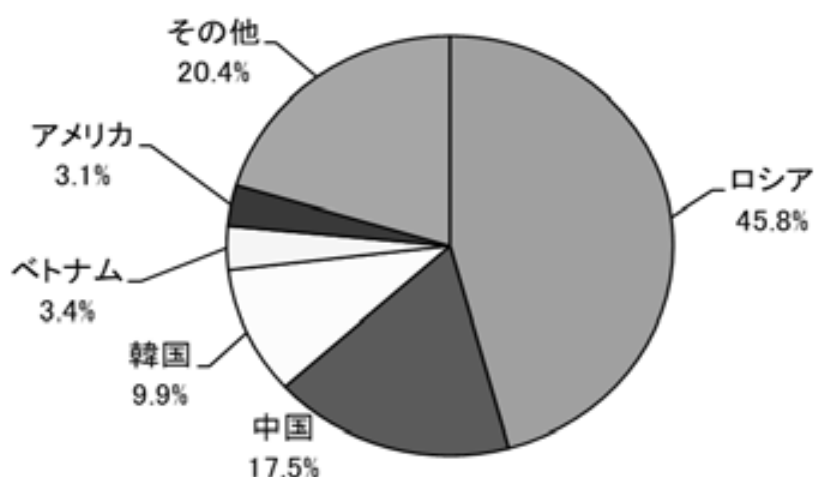
令和5年の輸出相手国(地域)は、ロシア、中国、韓国、ベトナム、アメリカの順となっている。

(参考：令和4年順位 1位 ロシア、2位 中国、3位 韓国、4位 タイ、5位 台湾)

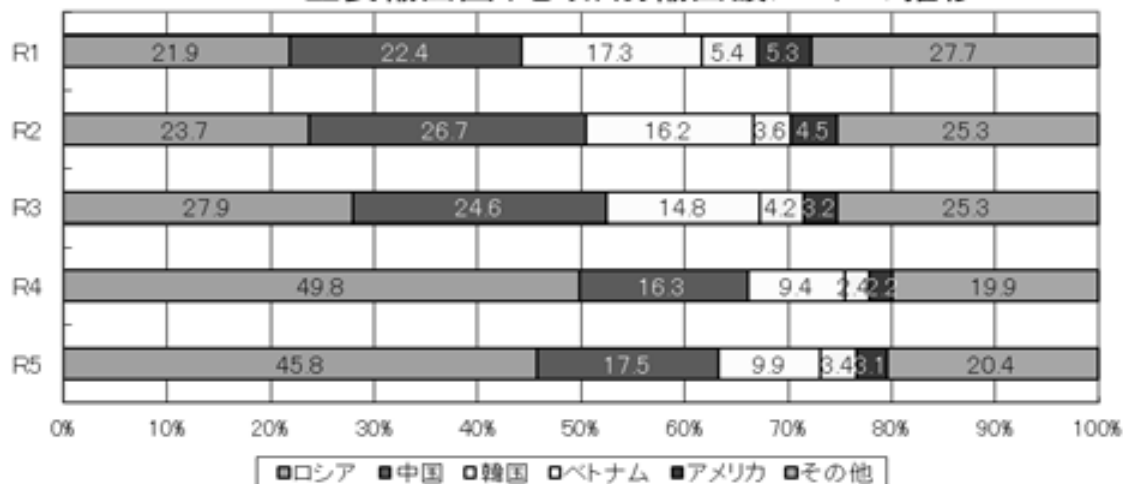
(単位：百万円)

順位	国名	金額	対前年比	構成比	主要品目
1	ロシア	132,328	△20.2%	45.8%	中古乗用車
2	中国	50,509	△7.1%	17.5%	半導体等電子部品、銅及び同合金
3	韓国	28,618	△9.0%	9.9%	銅及び同合金、鉄鋼くず、その他化学製品
4	ベトナム	9,779	+20.0%	3.4%	一般機械、銅及び同合金
5	アメリカ	9,008	+22.5%	3.1%	一般機械、電気機器
	その他	58,857	△10.5%	20.4%	
	合計	289,098	△13.2%		

主要輸出国(地域)



主要輸出国(地域)別輸出額シェアの推移



＜令和5年主要輸入国(地域)＞

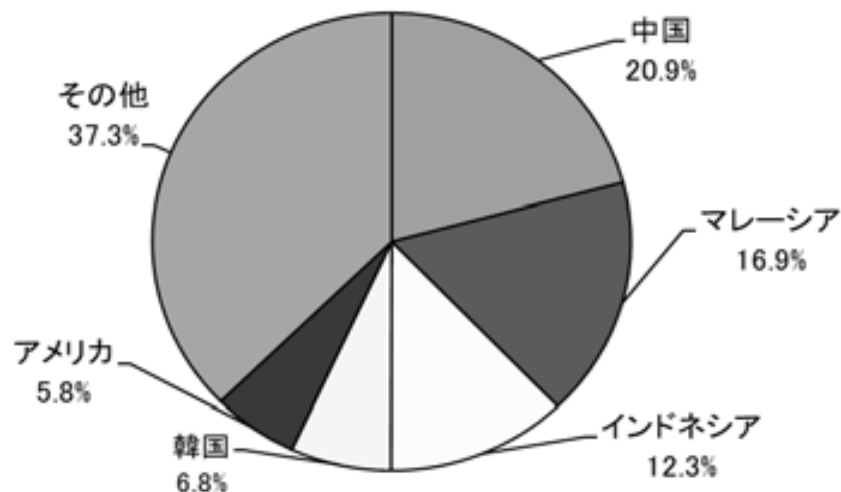
令和5年の輸入相手国(地域)は、中国、マレーシア、インドネシア、韓国、アメリカの順となっている。

(参考：令和4年順位 1位 マレーシア、2位 中国、3位 インドネシア、4位 ロシア、5位 アメリカ)

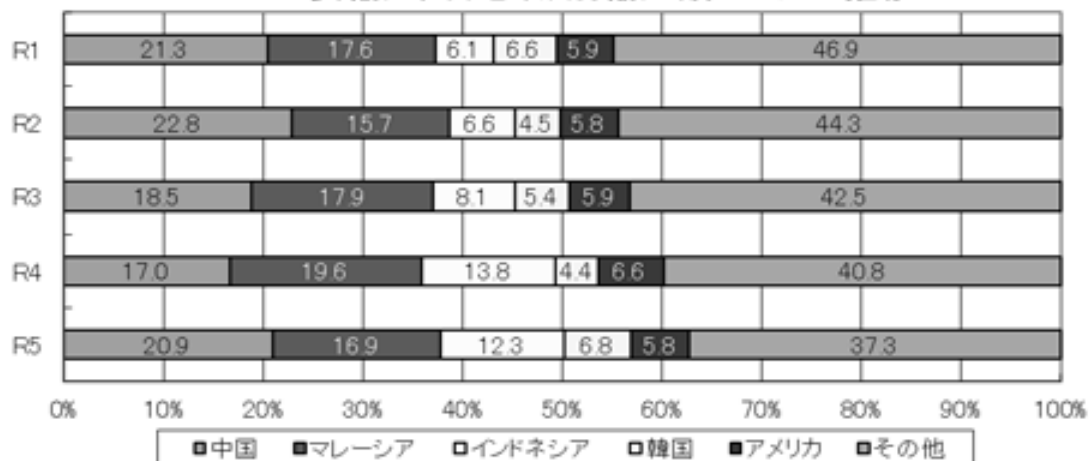
(単位：百万円)

順位	国名	金額	対前年比	構成比	主要品目
1	中国	59,295	△2.8%	20.9%	無機化合物、金属製品
2	マレーシア	48,062	△30.1%	16.9%	再輸入品、アルミニウム及び合金
3	インドネシア	34,801	△29.2%	12.3%	石炭
4	韓国	19,323	+20.6%	6.8%	非鉄卑金属くず、石油製品
5	アメリカ	16,516	△29.7%	5.8%	石油製品、パルプウッド等
	その他	106,004	△22.9%	37.3%	
	合計	284,001	△20.3%	100.0%	

主要輸入国(地域)



主要輸入国(地域)別輸入額シェアの推移



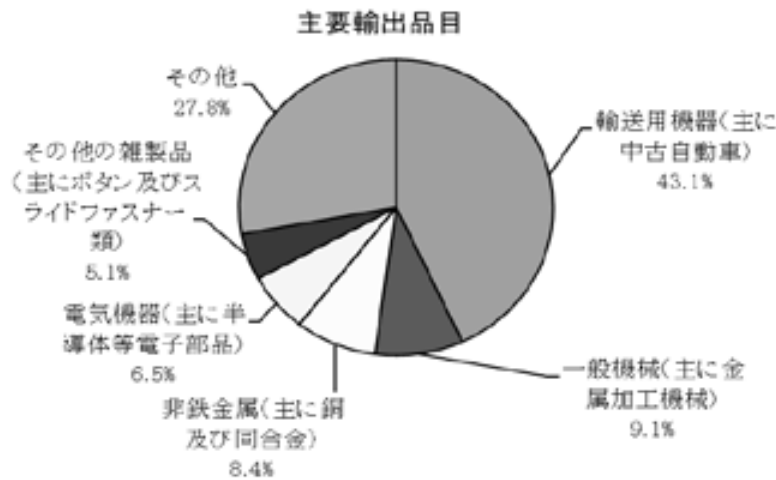
③ 品目別の輸出入状況

＜令和5年主要輸出品目＞

令和5年の主要輸出品目は、輸送用機器（主に中古自動車）、一般機械（主に金属加工機械）、非鉄金属（主に銅及び同合金）、電気機器（主に半導体等電子部品）、その他の雑製品（主にボタン及びスライドファスナー類）の順となっている。

（単位：百万円）

順位	品目	金額	対前年比	構成比	主要相手国
1	輸送用機器（主に中古自動車）	124,551	△18.5%	43.1%	ロシア
2	一般機械（主に金属加工機械）	26,269	△0.7%	9.1%	中国、韓国、ベトナム、アメリカ
3	非鉄金属（主に銅及び同合金）	24,212	△22.6%	8.4%	韓国、中国、ベトナム
4	電気機器（主に半導体等電子部品）	18,795	△15.8%	6.5%	中国、韓国、タイ、アメリカ
5	その他の雑製品（主にボタン及びスライドファスナー類）	14,770	△16.9%	5.1%	中国、ベトナム、台湾
	その他	80,501	+12.6%	27.8%	
	合計	289,098	△13.2%	100.0%	

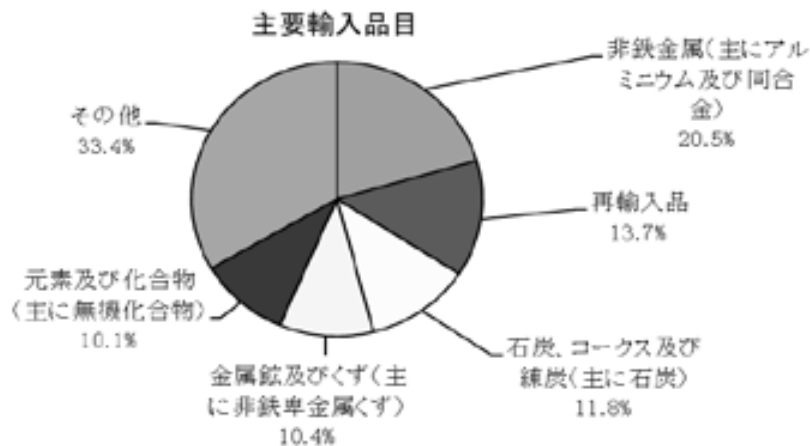


＜令和5年主要輸入品目＞

令和5年の主要輸入品目は、非鉄金属（主にアルミニウム及び同合金）、再輸入品、石炭、コークス及び練炭（主に石炭）、金属鉱及びくず（主に非鉄卑金属くず）、元素及び化合物（主に無機化合物）の順となっている。

（単位：百万円）

順位	品目	金額	対前年比	構成比	主要相手国
1	非鉄金属（主にアルミニウム及び同合金）	58,164	△26.3%	20.5%	アラブ首長国連邦、インド、マレーシア
2	再輸入品	38,877	△33.1%	13.7%	マレーシア
3	石炭、コークス及び練炭（主に石炭）	33,580	△29.9%	11.8%	インドネシア、中国
4	金属鉱及びくず（主に非鉄卑金属くず）	29,655	△17.6%	10.4%	韓国、ボリビア、台湾
5	元素及び化合物（主に無機化合物）	28,820	△0.2%	10.1%	中国、ベトナム、韓国
	その他	94,905	△9.9%	33.4%	
	合計	284,001	△20.0%	100.0%	



(3) 伏木富山港の外貿コンテナ取扱個数

<外貿コンテナ取扱個数の推移について>

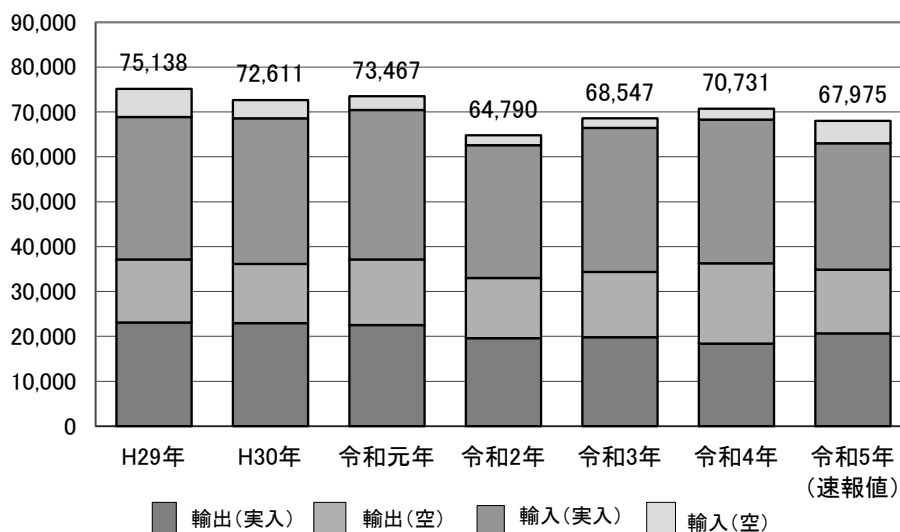
令和5年の外貿コンテナ取扱個数は、67,975TEUとなり、前年より3.9%減となった。
 「実入」を輸出入別に見ると、輸出は前年より12.4%増。輸入は前年より11.9%減と
 「実入」と「空」の合計では、輸出は前年より3.9%減。輸入は前年より3.9%減となつ

外貿コンテナ取扱個数の推移

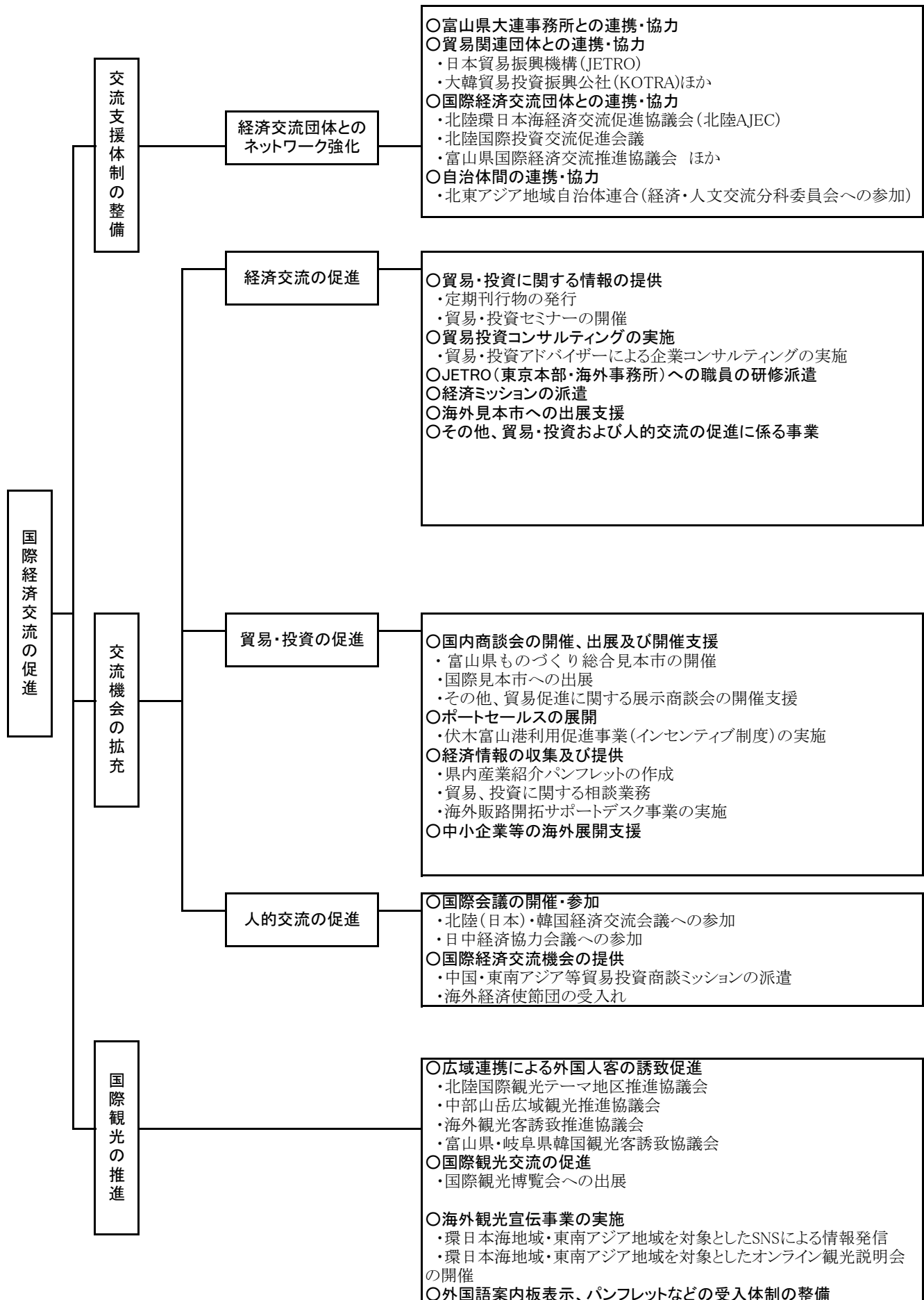
(単位：TEU)

		H29年	H30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (速報値)
輸出	実入 (増減率)	23,120 6.6%	22,933 △0.8%	22,500 △1.9%	19,589 △12.9%	19,811 1.1%	18,385 △7.2%	20,662 12.4%
	空 (増減率)	13,997 6.1%	13,191 △5.8%	14,618 10.8%	13,445 △8.0%	14,535 8.1%	17,893 23.1%	14,214 △20.6%
	計 (増減率)	37,117 6.4%	36,124 △2.7%	37,118 2.8%	33,034 △11.0%	34,346 4.0%	36,278 5.6%	34,876 △3.9%
輸入	実入 (増減率)	31,757 4.2%	32,441 2.2%	33,324 2.7%	29,546 △11.3%	32,088 8.6%	31,987 △0.3%	28,172 △11.9%
	空 (増減率)	6,264 34.2%	4,046 △35.4%	3,025 △25.2%	2,210 △26.9%	2,113 △4.4%	2,466 16.7%	4,927 99.8%
	計 (増減率)	38,021 8.2%	36,487 △4.0%	36,349 △0.4%	31,756 △12.6%	34,201 7.7%	34,453 0.7%	33,099 △3.9%
合計	実入 (増減率)	54,877 5.2%	55,374 0.9%	55,824 0.8%	49,135 △12.0%	51,899 5.6%	50,372 △2.9%	48,834 △3.1%
	空 (増減率)	20,261 13.4%	17,237 △14.9%	17,643 2.4%	15,655 △11.3%	16,648 6.3%	20,359 22.3%	19,141 △6.0%
	計 (増減率)	75,138 7.3%	72,611 △3.4%	73,467 1.2%	64,790 △11.8%	68,547 5.8%	70,731 3.2%	67,975 △3.9%

外貿コンテナ取扱個数の推移



(4) 国際経済交流事業の概要



(5) 日本貿易振興機構（JETRO）派遣職員名簿

①本部・大連事務所へ派遣

氏名	所属	派遣先・期間	
		本部（東京）	大連事務所
今井 光雄	観光通商課	H 5. 8～H 6. 7 H 6. 8～H 7. 7(富山)	
地崎 真史	観光通商課	H 6.10～H 7. 9	H 7.10～H 9. 3
島田 太樹	観光通商課	H 7.10～H 9. 3	H 9. 4～H10. 3
板屋 雄介	観光通商課	H 9. 4～H10. 3	H10. 4～H11. 3
石崎 智雄	観光通商課	H10. 4～H11. 3	H11. 4～H12. 3
川辺 秀一	観光通商課	H11. 4～H12. 3	H12. 4～H13. 3
林 秀二	観光通商課	H12. 4～H13. 3	H13. 4～H14. 3
宮嶋 繁雄	観光通商課 立地通商課	H13. 4～H14. 3	H14. 4～H15. 3
吉澤 泰樹	立地通商課	H14. 4～H15. 3	H15. 4～H16. 3
高瀬 寿恵	立地通商課	H15. 4～H16. 3	H16. 4～H17. 3
高田 篤史	立地通商課	H16. 4～H17. 3	H17. 4～H18. 3
小野 勉	立地通商課	H17. 4～H18. 3	H18. 4～H19. 3
古川 久美子	立地通商課	H19. 4～H20. 3	H20. 4～H21. 3
最上 史郎	立地通商課	H21. 4～H22. 3	H22. 4～H23. 3
鷺北 弥那子	立地通商課	H23. 4～H24. 3	H24. 4～H25. 3

②本部・シンガポール事務所へ派遣

氏名	所属	派遣先・期間	
		本部（東京）	シンガポール事務所
小森 洋	立地通商課	H25. 4～H26. 3	H26. 4～H27. 3
黒部 早百合	立地通商課	H27. 4～H28. 3	H28. 4～H29. 3
源 卓也	立地通商課	H29. 4～H30. 3	H30. 4～H31. 3

③本部・ハノイ事務所へ派遣

氏名	所属	派遣先・期間	
		本部（東京）	ハノイ事務所
上田 弘大	立地通商課	H31. 4～R2. 4	R2. 5～R3. 3
蛇見 拓斗	立地通商課	R3. 4～R4. 4	R4. 4～R5. 3
細川 雄貴	立地通商課	R5. 4～R6. 4	R6. 4～R7. 3

《独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）》

日本貿易振興機構（JETRO：ジェトロ）は、特殊法人「日本貿易振興会」（1958年設立）を2003年10月に改編した独立行政法人です。ジェトロ富山貿易情報センター（ジェトロ富山）は、富山県の対外経済活動の推進をはかるため、1979年に設立されました。

世界56か国75か所の海外事務所（2024年3月現在）のネットワークを活用し、「対日投資促進とスタートアップ支援」「日本の農林水産物・食品の輸出支援」「中堅・中小企業の海外展開支援」「調査・研究を通じた企業活動・通商政策等への貢献」「地方創生への貢献」を軸に、様々な事業を行っています。

また、近年は、国際的な移動の制限やデジタル技術の普及に対応し、より多くの企業に積極的に海外ビジネスに取り組んでいただけるよう、オンライン商談システムの構築やEコマースの活用など、サービスのデジタル化を進めています。

13 富山県高等学校生徒海外派遣事業

回	期 間	日数	派 遣 先	団員	役員等	計
1	S58.12.21 ～ S59.1.5	16	イギリス、フランス、イタリア	18	3	21
2	S59.12.21 ～ S60.1.5	16	イギリス、フランス、イタリア	19	3	22
3	S60.12.20 ～ S61.1.4	16	イギリス、フランス、イタリア	19	3	22
4	S61.12.21 ～ S62.1.5	16	イギリス、西ドイツ、フランス	28	4	32
5	S62.12.20 ～ S63.1.4	16	イギリス、西ドイツ、フランス	28	4	32
6	S63.12.21 ～ S64.1.5	16	イギリス、オランダ、フランス	28	4	32
7	H2.3.13 ～ H2.3.28	16	イギリス、オランダ、フランス	28	4	32
8	湾岸戦争のため中止					
9	H4.3.16 ～ H4.3.29	14	イギリス、フランス	28	4	32
10	H5.3.12 ～ H5.3.25	14	オランダ、イギリス	28	4	32
11	H6.3.11 ～ H6.3.24	14	オランダ、イギリス	28	4	32
12	H7.3.16 ～ H7.3.29	14	オランダ、ベルギー、フランス	28	4	32
13	H8.3.14 ～ H8.3.27	14	オランダ、ベルギー、フランス	28	4	32
14	H9.3.13 ～ H9.3.26	14	オランダ、フランス、スウェーデン	28	4	32
15	H10.3.13 ～ H10.3.27	15	オランダ、フランス、スウェーデン	28	4	32
16	H11.3.12 ～ H11.3.26	15	オランダ、フランス、デンマーク	20	4	24
17	H12.3.13 ～ H12.3.25	13	オランダ、ドイツ、フランス	19	4	23
18	H13.3.14 ～ H13.3.26	13	オランダ、ドイツ、ベルギー	18	4	22
19	H14.3.13 ～ H14.3.23	11	中国	20	4	24
20	H15.3.10 ～ H15.3.22	13	中国	20	4	24
21	H16.3.10 ～ H16.3.20	11	アメリカ合衆国	20	4	24
22	H17.3.9 ～ H17.3.21	13	中国	18	4	22
23	H18.3.8 ～ H18.3.18	11	アメリカ合衆国	16	4	20
24	H19.3.8 ～ H19.3.18	11	中国	18	5	23
25	H20.3.6 ～ H20.3.18	13	中国	18	4	22
26	H21.3.8 ～ H21.3.19	12	中国	19	4	23
27	H22.3.5 ～ H22.3.16	12	ドイツ、オランダ	20	4	24
28	H23.3.8 ～ H23.3.19	12	中国	19	4	23
29	H24.3.7 ～ H24.3.18	13	中国	20	4	24
30	H25.3.4 ～ H25.3.15	12	シンガポール、タイ、台湾	20	4	24
31	H26.3.10 ～ H26.3.21	12	シンガポール、マレーシア、台湾	24	5	29
32	H27.3.9 ～ H27.3.20	12	アメリカ合衆国	20	4	24
33	H28.3.7 ～ H28.3.18	12	アメリカ合衆国	20	4	24
34	H29.3.6 ～ H29.3.17	12	シンガポール、マレーシア、台湾	19	4	23
35	H30.3.5 ～ H30.3.16	12	シンガポール、マレーシア、台湾	20	4	24
36	H31.3.3 ～ H31.3.14	12	台湾、ベトナム	20	4	24
37	新型コロナウイルス感染症が拡大していたため中止					
38	新型コロナウイルス感染症が拡大していたため中止					
39	新型コロナウイルス感染症が拡大していたため中止					
40	R5.3.6 ～ R5.3.17	12	アメリカ合衆国	20	4	24
41	R6.3.4 ～ R6.3.15	12	アメリカ合衆国	20	4	24
計				812	147	959

14 とやま名誉友好大使

<制度の概要>

県では、県内に一定期間以上滞在した外国人の方々を対象に、平成元年度から、「とやま名誉大使」の制度を創設し、令和5年度末までに、延べ1,645名の方に委嘱しています。

平成20年度から、名称を「とやま名誉友好大使」とし、富山のよき理解者として、世界と富山県との友好の架け橋となっていただくようお願いしています。

県からは、最新の本県の状況を知ってもらうため、各種の統計資料、パンフレット、書籍類を随時送付し、逆に「大使」からは海外での近況を紹介するレポートや、外から見た富山県の感想、魅力あふれる富山県を築き上げるためのアドバイス等をお願いしています。

<大使の委嘱条件>

- (1) 国際交流、国際理解に関心があり、本県在住期間中、以下に掲げるいずれかの活動を通じて、県民との国際交流を深めた者
 - ア 各種国際交流事業に積極的に参加し、県民との交流を図った者
 - イ 諸外国の紹介を通し、県民に諸外国への関心を喚起した者
 - ウ 本県について理解があり、各種の機会をとらえ、本県についての意見を発表した者
 - エ 国際交流ボランティア活動等の諸活動を積極的に行った者
 - オ 在住外国人の連携を図るとともに、外国人と県民との交流に努めた者
- (2) 国内外において、各自の活動に併せて、本県の紹介に努めてもらえることが期待される者
- (3) 日常会話、簡単な読み書き程度の日本語能力を備えている者
- (4) おおむね1年以上本県に滞在する者（ただし、永住を目的に来日した者は除く）

<大使の業務内容>

- (1) 国内外において、本県の紹介に努めるとともに、本県と諸外国の国際交流の推進のため、各種のアドバイスを行うなど、世界の国々と本県の友好の架け橋となる。
- (2) 在住外国人との連携に努め、各種情報の収集にあたりるとともに、在住外国人に対し、富山県の紹介に努める。
- (3) 再び県内に在住することがある場合は、可能な限り、県内の国際交流事業等の推進に協力し、県民との交流を図る。
- (4) 委嘱期間中適宜、近況または、外からみた本県の感想をレポートにして提出する。
- (5) 県が必要とする各種情報の提供等、各種の協力をする。

〈とよま名誉友好大使年度別委嘱者数(63か国・地域1,645名)〉

(50音順)

	国・地域名	H元～13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	国別計	
1	アイルランド	8	2	1	2	1					1							2		1		1			19	
2	アメリカ合衆国	207	16	16	20	18	19	17	16	11	14	16	11	10	14	11	11	14	19	9	11	16	18	18	532	
3	アルゼンチン	14	1	1	1	1						1			1	1							1		22	
4	アルバ	1			1																				2	
5	イタリア	1																							1	
6	インドネシア	6		1																	4	1			12	
7	インド共和国																				1		1		2	
8	ウクライナ	1																							1	
9	英国	79	12	11	10	8	5	6	5	1	3	1	1	1	1		3	2	1			2	2	2	156	
10	エクアドル共和国	0	1																						1	
11	エジプト	2																							2	
12	オーストラリア	30	3	2	6		1	2		1			2									2		1	50	
13	オーストリア	1																							1	
14	オランダ																						1		1	
15	ガーナ	2																							2	
16	カナダ	55	7	4	3	6	4	7	2	2		2	1	2		1	3	3		2	1	2	2	1	110	
17	カンボジア	1																							1	
18	グアテマラ	1																							1	
19	グルジア	1																							1	
20	ケニア	1																							1	
21	コンゴ(旧ザイール)	1																							1	
22	ザンビア	2																							2	
23	ジャマイカ	0		1			1							1		2		1							6	
24	シリア	1																							1	
25	シンガポール	2				1			1		1					1		1							7	
26	スペイン																	1							1	
27	タイ	1																			3	1			5	
28	台湾																		1	1					2	
29	大韓民国	51	5	6	3	6	5	3	1		1		2	1	2		1			1					88	
30	タンザニア	1																							1	
31	チェコ	1			1	1							2												5	
32	中華人民共和国	107	9	9	9	7	9	5	4	6	6	6	7	5	8	11	6	6	5	8	1	1	2	1	238	
33	デンマーク王国	0			1																				1	
34	ドイツ	12			1																				13	
35	トリニダード・トバゴ	0												1				1				1			3	
36	ニュージーランド	12	2				1	1		1	1	1	1							1					21	
37	ネパール	7																							7	
38	ノルウェー	1																							1	
39	バーレーン	0							1																1	
40	ハンガリー	2			1							3		1					1						8	
41	バングラディシュ	1			1																				2	
42	フィジー	1																							1	
43	フィリピン	5																				2	2		1	10
44	フィンランド	0			1																				1	
45	ブータン	1																							1	
46	ブラジル	96	5	5	4	3	4	2	2	3	1	2	3	3	2	3	3	3	2	4			1	3	154	
47	フランス	2																							3	
48	ベトナム社会主義共和国	0	1																		3	1	1		6	
49	ペルー	1																							1	
50	ベルギー	1																							1	

	国・地域名	H元～13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	国別計	
51	ポーランド	1																							1	
52	ホンジュラス	1																								1
53	マラウイ	3																								3
54	マレーシア	8																				1				9
55	南アフリカ	0			1		1		1	1		1	1						2							8
56	ミャンマー連邦共和国																				1	1				2
57	メキシコ	1																								1
58	モナコ	2			2				1																	5
59	モロッコ	2																								2
60	モンゴル	4	2	2	2	2																				12
61	ラオス	1		1																						2
62	ラトビア共和国																					1				1
63	ロシア連邦	35	5	1	3	1	2	2	4	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4			2		88
	年度別計	743	66	61	73	55	52	45	38	28	31	36	34	28	31	33	30	37	34	31	29	35	28	27	1645	

令和6年3月31日現在